

官報

號外

明治三十二年十二月二十日

水曜日

印刷局

○第十四回 衆議院議事速記録第十號

明治三十二年十二月十九日(火曜日)午後一時十五分開議

議事日程 第九號 明治三十二年十二月十九日

午後一時開議

- 第一 衆議院議員選舉法改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第三 飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第五 府縣郡市町村其ノ他ノ公共團體ノ所有地免租ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第二讀會
- 第七 產牛馬組合法案(政府提出) 第二讀會
- 第八 下水法案(政府提出) 第二讀會
- 第九 岡山縣下郡廢置法律案(政府提出) 第一讀會
- 第十 稅關假置場法案(政府提出) 第一讀會
- 第十一 高利貸取締法案(國野寬外) 第一讀會
- 第十二 商法中署名スヘキ場合ニ關スル法律案(木村格之) 第一讀會
- 第十三 幼者喫煙禁止法案(根本正外) 第一讀會
- 第十四 民法施行法中改正法律案(土居平左衛門) 第一讀會
- 第十五 營業稅法中改正法律案(木村醫太郎) 第一讀會
- 第十六 國事犯罪者家祿賞典祿處分法案(關信之介外) 第一讀會
- 第十七 德育制度調查會設置ノ建議案(鹽谷五十足) 第一讀會
- 第十八 外國商工業練習並觀察ニ關スル建議案(井上角五) 第一讀會
- 第十九 高等學校設置ニ關スル建議案(鈴木德兵衛外) 第一讀會
- 第二十 高等學校設置ニ關スル建議案(松島廉作外) 第一讀會
- 第二十一 蠶絲業調查所設置ニ關スル建議案(降旗元太郎) 第一讀會

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

長崎縣第一選舉區補缺選舉ノ結果トシテ松尾巳代治君當選セラレタリ

府縣郡市町村其他ノ公共團體ノ所有地免租ニ關スル法律案

衆議院議員選舉法改正法律案

貴族院ハ銀行條例中改正法律案印刷局據置運轉資本増加ニ關スル法律案及

銀行合併法廢止法律案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒アリ

蠶絲業調查所設置建議案

提出者 降旗元太郎君

提出者 金井 貢君

提出者 松島 廉作君

提出者 伊達 文三君

提出者 廣住 久道君

提出者 中村 彌六君

產牛馬組合法案ニ對スル修正案

提出者 長谷場純孝君

重要輸出品同業組合法中改正法律案

提出者 恆松 隆慶君

提出者 降旗 元太郎君

質屋取締法中改正法律案

提出者 利光 鶴松君

提出者 山田 喜之助君

提出者 松田 秀雄君

衆議院議員選舉法中改正法律案

提出者 田口 卯吉君

提出者 安藤 龜太郎君

特別委員左ノ通指名セリ

土地收用法案

提出者 利光 鶴松君

竹内 正志君

新開 貢君

林 喬君

特別委員長及理事左ノ通指選サレタリ

民法第七十九條及第八十一條ノ規定ニ依ル遺言ノ確認ニ關スル法律案

委員長 關 信之介君

理事 內藤 正義君

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、諸君ニ御諮リスルコトガアリマス、横山通英君ハ病氣ノタメ、今月十五日ヨリ同二十五日マデ請暇ヲ申出ラレマシタガ、許シマシテ御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス、是ヨリ議事日程ノ第一、衆議院議員選舉法改正法律案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、山縣總理大臣

第一 衆議院議員選舉法改正法律案(政府提出) 第一讀會

衆議院議員選舉法中改正法律案

第一章 選舉ニ關スル區域

第一條 衆議院議員ハ各選舉區ニ於テ之ヲ選舉ス

第二條 投票區ハ市町村ノ區域ニ依ル
特別ノ事情アル市町村ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ二箇以上ノ投票區ヲ設ケ又ハ數町村ノ區域ニ依リ一投票區ヲ設クルコトヲ得

第三條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部ヲ共同處理スルモノハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

第四條 市町村長ハ投票管理者トナリ投票ニ關スル事務ヲ擔任ス

第五條 開票區ハ都市ノ區域ニ依ル

第六條 地方長官ハ選舉長トナリ選舉ニ關スル事務ヲ統轄ス

第七條 行政區畫ノ變更ニ因リ選舉區ニ異動ヲ生スルモ現任議員ハ其ノ職ヲ失フコトナシ

第二章 選舉權及被選舉權

第八條 左ノ要件ヲ具備スル者ハ選舉權ヲ有ス

一 帝國臣民タル男子ニシテ成年ニ達シタル者

二 選舉人名簿調製ノ期日前滿一年以上其ノ選舉區内ニ住所ヲ有シ仍引續キ有スル者

三 選舉人名簿調製ノ期日前滿一年以上土地租五圓以上又ハ滿二年以上土地租以外ノ直接國稅三圓以上若ハ地租ト其ノ他ノ直接國稅トヲ通シテ五圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者

第九條 前條ノ要件中其ノ年限ニ關スルモノハ行政區畫變更ノ爲中斷セラ

第十條 帝國臣民タル男子ニシテ年齡滿三十年以上ノ者ハ被選舉權ヲ有ス

第十一條 左ニ掲グル者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス

一 禁治產者及準禁治產者

二 身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者及家資分散若ハ破產ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄ノ者

三 剝奪公權者及停止公權者

四 禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ裁判確定スルニ至ル迄ノ者

第十二條 華族ノ戸主ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス

陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者及戰時若ハ事變ニ際シ召集中ノ者又ハ官立公立私立學校ノ學生生徒亦前項ニ同シ

第十三條 神官、神職、僧侶其ノ他諸宗教師、小學校教員ハ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後三箇月ヲ經過セサル者亦同シ

第十四條 選舉事務ニ關係アル官吏、吏員ハ其ノ選舉區内ニ於テ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後三箇月ヲ經過セサル者亦同シ

第十五條 官內官、司法官、行政裁判所長官、行政裁判所評定官、會計検査官、收稅官吏及警察官吏ハ被選舉權ヲ有セス

第十六條 前條ノ外ノ官吏ハ其ノ職務ニ妨ナキ限ハ議員ト相兼スルコトヲ得

第十七條 府縣會議員ハ衆議院議員ト相兼スルコトヲ得ス

第十八條 町村長ハ毎年十月一日ノ現在ニ依リ其ノ町村内ニ住所ヲ有スル者ノ選舉資格ヲ調査シ選舉人名簿正副二本ヲ調製シ十月十五日迄ニ郡長ニ送付スヘシ

第十九條 郡長ハ町村長ヨリ送付シタル名簿ヲ調査シ其ノ修正スヘキモノハ修正ヲ加ヘ副本ハ十月三十一日迄ニ之ヲ町村長ニ返付スヘシ

市長ハ毎年十月一日ノ現在ニ依リ其ノ市内ニ住所ヲ有スル者ノ選舉資格ヲ調査シ十月三十一日迄ニ選舉人名簿ヲ調製スヘシ

選舉人名簿ニハ選舉人ノ氏名、官位、職業、身分、住所、生年月、納稅額及納稅地等ヲ記載スヘシ

第十九條 選舉人其ノ住所ヲ有スル市町村外ニ於テ直接國稅ヲ納ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ證明ヲ得テ十月一日迄ニ其ノ住所地方長官ニ提出スヘシ

村長ニ提出スヘシ其ノ期日迄ニ提出ヲ爲ササルトキハ其ノ納稅ハ選舉人名簿ニ記載セラルヘキ要件ニ算入セス

第二十條 郡長、市町村長ハ十一月五日ヨリ十五日間其ノ廳又ハ地方長官ノ許可ヲ得タル場所ニ於テ選舉人名簿ヲ縱覽ニ供スヘシ

第二十一條 選舉人選舉人名簿ニ脱漏又ハ誤載アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ理由書及證據ヲ具ヘテ之ヲ郡市長ニ申立ツルコトヲ得

第二十二條 選舉人正當ノ事故ニ因リ第十九條ノ手續ヲ爲スコト能ハスシテ選舉人名簿ニ登錄セラレタルトキ亦前條ノ例ニ依リ

第二十三條 選舉期限ヲ經過シタルトキハ前二條ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス

第二十四條 郡市長ニ於テ第二十一條第二十二條ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由書及證據ヲ審查シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ決定ス

ヘシ其ノ申立人及關係人ニ通知シ併セテ其ノ要領ヲ告示スヘシ其ノ申立ノ正當ナラスト決定シタルトキハ之ヲ申立人ニ通知スヘシ

前項ニ依リ名簿ヲ修正シタルトキハ郡長ハ其ノ由ヲ本人住所地方長官ニ通知スヘシ

第二十五條 前條郡市長ノ決定ニ不服アル申立人及關係人ハ郡市長ヲ被告トシ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ地方裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項地方裁判所ノ判決ニ對シテハ控訴スルコトヲ許サス但シ大審院ニ上告スルコトヲ得

第二十六條 町村長ハ十一月二十日ヨリ十二月十日迄ノ間ニ其ノ管理ニ屬スル選舉人名簿ヲ郡長ニ送付スヘシ

前項名簿ノ送付ヲ受ケタル郡長ハ之ヲ調査シ其ノ修正スヘキモノハ修正ヲ加ヘ十二月二十日迄ニ之ヲ町村長ニ返付スヘシ

第二十七條 選舉人名簿ハ十二月二十日ヨリ以テ確定ス

選舉人名簿ハ次年ノ選舉人名簿確定ノ日迄之ヲ據置クヘシ但シ確定判決ニ依リ修正スヘキモノハ郡市長ニ於テ直ニ之ヲ修正シ其ノ要領ヲ告示スヘシ

前項ニ依リ名簿ヲ修正シタルトキハ郡長ハ其ノ由ヲ本人住所ノ町村長ニ通知シ副本ヲ修正セシムヘシ

天災事變其ノ他ノ事故ニ因リ必要アルトキハ更ニ選舉人名簿ヲ調製スヘシ

第四章 選舉、投票及投票所

第二十八條 總選舉ノ期日ハ勅命ヲ以テ之ヲ定メ少クモ三十日前ニ之ヲ公布ス

第二十九條 選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ

第三十條 投票所ハ市役所、町村役場又ハ地方長官ノ許可ヲ得テ投票管理ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ク

第三十一條 投票管理ノ期日ヨリ少クモ五日日前ニ投票所ヲ其ノ投票區内ニ告示スヘシ

第三十二條 郡市長ハ各投票區内ニ於ケル選舉人中ヨリ三名以上五名以下ノ投票立會人ヲ選任シ選舉ノ期日ヨリ少クモ三日前ニ之ヲ本人ニ通知シ選舉ノ當日投票所ニ參會セシムヘシ

投票立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第三十三條 投票所ハ午前七時ニ開キ午後六時ニ閉ツ

第三十四條 選舉人ハ選舉ノ當日自ラ投票所ニ到リ選舉人名簿ノ對照ヲ經テ投票簿ニ捺印シ投票スヘシ

投票管理ノ者ハ投票ヲ爲サムトスル選舉人ノ本人ナルヤ否ヲ確認スルコト能ハサルトキハ其ノ本人ナル旨ヲ宣言セシムヘシ其ノ宣言ヲ爲ササル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス

第三十五條 投票用紙ハ選舉ノ當日投票所ニ於テ之ヲ選舉人ニ交付スヘシ

第三十六條 選舉人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選舉人一名ノ氏名ヲ記載シテ投票スヘシ

投票用紙ニハ選舉人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス

第三十七條 選舉人名簿ニ登錄セラレサル者ハ投票スルコトヲ得ス但シ選舉人名簿ニ登錄セラルヘキ確定判決書ヲ所持シ選舉ノ當日投票所ニ到ル者アルトキハ投票管理ノ者ハ之ヲシテ投票セシムヘシ

第三十八條 選舉人名簿ニ登錄セラレタル者選舉權ヲ有セサルトキハ投票ヲ爲スコトヲ得ス自ラ被選舉人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者亦前項ニ同シ

第三十九條 投票ノ拒否ハ投票立會人ノ意見ヲ聽キ投票管理ノ者之ヲ決定ス

前項ノ決定ヲ受ケタル町村ノ選舉人不服アルトキハ投票管理ノ者ハ假ニ投票ヲ爲サシムヘシ

前項ノ投票ハ選舉人ヲシテ之ヲ封筒ニ入レ封緘シ表面ニ自ラ其ノ氏名ヲ記載シ投票シシムヘシ

第一項ニ掲ケタル者ニ於テ異議アル町村ノ選舉人ニ對シテモ亦前二項ニ同シ

第四十條 投票所ヲ閉ツヘキ時刻ニ至リタルトキハ投票管理ノ者ハ其ノ由ヲ告ケテ投票所ノ入口ヲ鎖シ投票所ニ在ル選舉人ノ投票終了スルヲ待テ投票函ヲ閉鎖スヘシ

投票函閉鎖後ハ投票スルコトヲ得ス

第四十一條 投票管理ノ者ハ投票簿ヲ作り投票ニ關スル顛末ヲ記載シ投票立會人ト共ニ之ニ署名スヘシ

第四十二條 町村ニ於テハ投票管理ノ者ハ一名又ハ數名ノ立會人ト共ニ投票ノ翌日迄ニ投票函、投票簿又選舉人名簿ヲ開票管理ノ者ニ送致スヘシ

第四十三條 島嶼其ノ他交通不便ノ地ニシテ前條ノ期日ニ投票函ヲ送致スルコト能ハサル情況アルトキハ地方長官ハ適宜ニ其ノ投票ノ期日ヲ定メ開票ノ期日迄ニ其ノ投票函、投票簿及選舉人名簿ヲ送致セシムルコトヲ得

第四十四條 天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ投票ヲ行フコトヲ得サルトキ又ハ更ニ投票ヲ行フノ必要アルトキハ投票管理ノ者ハ選舉長ニ其ノ由ヲ届出ツヘシ此ノ場合ニ於テハ選舉長ハ更ニ期日ヲ定メ投票ヲ行ハシムヘシ但シ其期日ハ少クモ五日日前ニ投票區内ニ告示セシムヘシ

第四十五條 同一選舉區ニ於テ同時ニ二人以上ノ議員ヲ選舉スルトキハ選舉ノ種類如何ニ拘ラス第二十九條及第三十六條ノ例ニ依ル

第四十六條 何人ト雖選舉人ノ投票シタル被選舉人ノ氏名ヲ陳述スルノ義務ナシ

第五章 投票所取締

第四十七條 投票管理ノ者ハ投票所ノ秩序ヲ保持シ必要ナル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ請求スルコトヲ得

第四十八條 選舉人、投票所ノ事務ニ從事スル者、投票所ヲ監視スル職權ヲ有スル者及警察官吏ノ外投票所ニ入ルコトヲ得ス

第四十九條 投票所ニ於テ演說討論ヲ爲シ若ハ喧騒ニ涉リ又ハ投票ニ關シ協議若ハ勸誘ヲ爲シ其ノ他投票所ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ投票管理ノ者ハ之ヲ制止シ命ニ從ハサルハ其ノ之ヲ投票所外ニ退出セシムヘシ

第五十條 前條ニ依リ投票所外ニ退出セシメラレタル者ハ最後ニ至リ投票ヲ爲スコトヲ得但シ投票所閉鎖後ハ此ノ限ニ在ラス

第六章 開票及開票所

第五十一條 開票所ハ市役所又ハ地方長官ノ許可ヲ得テ開票管理ノ者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ク

第五十二條 開票管理ノ者ハ豫メ開票所ヲ告示スヘシ

第五十三條 地方長官ハ各開票區内ニ於ケル選舉人中ヨリ三名以上七名以下ノ開票立會人ヲ選任シ開票ニ立會ハシムヘシ但シ市ニ於テハ投票立會人ヲ以テ開票立會人トス

開票立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第五十四條 開票管理ノ者ハ郡ニ於テハ投票函ノ總テ到達シタル翌日、市ニ於テハ投票ノ翌日開票立會人立會ノ上投票函ヲ開キ投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ計算スヘシ

第五十五條 前條ノ計算終リタルトキハ開票管理者ハ先ツ第三十九條第二項及第四項ノ投票ヲ調査シ開票立會人ノ意見ヲ聽キ其ノ受理如何ヲ決定ス

第五十六條 選舉人ハ其ノ開票所ニ就キ開票ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第五十七條 投票ノ效力ハ開票立會人ノ意見ヲ聽キ開票管理者之ヲ決定ス

第五十八條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

一 成現ノ用紙ヲ用井サルモノ

二 被選舉人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ

三 被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ

四 被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ官位、職業、身分、住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限リニ在ラス

第五十九條 投票ハ有效無効ヲ區別シ議員ノ任期間開票管理者ニ於テ之ヲ保存ス

第六十條 開票管理者ハ開票錄ヲ作り開票ニ關スル顛末ヲ記載シ開票立會人ト共ニ署名シ投票錄ト併セテ議員ノ任期間之ヲ保存ス

第六十一條 投票ノ點檢終リタルトキハ開票管理者ハ直ニ其ノ結果ヲ選舉長ニ報告ス

第六十二條 第四十四條ノ規定ハ但書ヲ除キ開票ニ之ヲ準用ス

第六十三條 開票所ノ取締ニ付テハ第五章ノ規定ヲ準用ス

第七章 選舉會

第六十四條 選舉會ハ選舉長ノ指定シタル場所及日時ニ於テ之ヲ開キ第六十一條ノ報告書ヲ調査ス

第六十五條 選舉會ハ豫メ選舉會ノ場所及日時ヲ告示ス

第六十六條 選舉長ハ各選舉區内ノ選舉人中ヨリ三名以上七名以下ノ選舉立會人ヲ選任シ選舉會開會ノ期日ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ本人ニ通知シ選舉會ノ當日選舉會ニ參會セシム

第六十七條 選舉長ハ選舉錄ヲ作り選舉會ニ關スル顛末ヲ記載シ選舉立會人ト共ニ署名シ第六十一條ノ報告書ト併セテ議員ノ任期間之ヲ保存ス

第六十八條 選舉人ハ其ノ選舉會ニ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 選舉會場ノ取締ニ付テハ第五章ノ規定ヲ準用ス

第八章 當選人

第七十條 有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス但シ其ノ選舉區内ノ議員定數ヲ以テ選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

無効トナリタルトキハ前項ノ得票者ニシテ當選人ト爲ラザリシ者ノ中ニ就キ得票ノ順位ニ依リ之ヲ補充ス

前項ノ場合ヲ除クハ外選舉訴訟若ハ當選訴訟ノ結果ニ依リ必要ナルトキハ本條ノ規定ハ依リ更ニ當選人ヲ定ム

第七十一條 當選人定マリタルトキハ選舉長ハ直ニ之ヲ當選人ニ告知ス

第七十二條 當選人當選ノ告知ヲ受ケタルトキハ其ノ當選ヲ承諾スルヤ否ヲ選舉長ニ届出ツ

第七十三條 當選人當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ當選承諾ノ届出ヲ爲ササルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノト看做ス

第七十四條 當選人ナキトキハ地方長官ハ選舉ノ期日ヲ定メ豫メ之ヲ告示シ更ニ選舉ヲ行ハシム

當選人議員ノ定數ニ達セサルトキハ地方長官ハ前項ノ例ニ依リ其ノ不足ノ員數ニ對シ選舉ヲ行ハシム

第七十五條 當選人當選ヲ承諾シタルトキハ地方長官ハ直ニ當選證書ヲ付與シ其ノ氏名ヲ管內ニ告示シ且之ヲ内務大臣ニ報告ス

第七十六條 選舉訴訟若ハ當選訴訟ノ判決ニ依リ選舉若ハ當選無効トナリタルトキ又ハ當選證書ヲ付與シタル後選舉ニ關スル罰則ニ依リ處罰セラレタル結果當選無効トナリタルトキハ地方長官ハ其ノ當選證書ヲ取消シ之ヲ管內ニ告示ス

第九章 議員ノ任期及補選

第七十七條 議員ノ任期ハ總選舉ノ期日ヨリ四箇年トス但シ議會開會中ニ任期終ルモ開會ニ至ル迄在任ス

第七十八條 選舉ノ日ヨリ一箇年以内ニ議員ノ闕員ヲ生シタルトキハ第七十條ノ例ニ依ル

前項ノ場合ニ於テ當選人ナキトキ又ハ選舉ノ日ヨリ一箇年以後ニ議員ノ闕員ヲ生シタルトキハ地方長官ハ内務大臣ノ命ニ依リ其ノ命ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ補選選舉ヲ行フ

前項ノ補選選舉ノ期日ハ地方長官豫メ之ヲ告示ス

第七十九條 補選議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第八章 選舉訴訟及當選訴訟

第八十條 選舉ノ效力ニ關シ異議アル選舉人ハ選舉長ヲ被告トシ選舉ノ日ヨリ三十日以内ニ控訴院ニ出訴スルコトヲ得

前項控訴院ノ判決ニ不服アル者ハ大審院ニ上告スルコトヲ得

第八十一條 選舉ノ規定ニ違背スルコトアルトキハ當選ノ結果ニ異動ヲ及ボス

當選訴訟ニ於テモ其ノ選舉前項ノ場合ニ該當スルトキハ裁判所ハ其ノ全部若ハ一部ノ無効ヲ判決ス

第八十二條 當選ヲ失ヒタル者當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ當選人ヲ

被告トシ第七十五條ノ氏名告示ノ日ヨリ三十日以内ニ控訴院ニ出訴スル
コトヲ得但シ第七十條第一項但書ニ定メタル得票ニ達シタリトノ理由ニ
ヨリ出訴スル場合ニ於テハ選舉長ヲ被告トシ第七十四條ノ告示ノ日ヨリ
三十日以内ニ出訴スヘシ
前項控訴院ノ判決ニ不服アル者ハ大審院ニ上告スルコトヲ得
第八十三條 裁判所ハ選舉訴訟若ハ當選訴訟ヲ裁判スルニ當リ檢事ヲシテ
口頭辯論ニ立會ハシムヘシ
第八十四條 裁判所ニ於テ選舉訴訟若ハ當選訴訟ヲ判決シタルトキハ其ノ
判決書ノ謄本ヲ內務大臣ニ送付スヘシ若シ帝國議會開會中ナルトキハ併セ
テ之ヲ衆議院議長ニ送付スヘシ
第八十五條 原告人ハ訴狀ヲ提出スルト同時ニ保證金トシテ三百圓又ハ之
ニ相當スル額面ノ公債證書ヲ供託スヘシ
原告人敗訴ノ場合ニ於テ裁判確定ノ日ヨリ七日以内ニ裁判費用ヲ完納セ
ザルトキハ保證金ヲ以テ之ニ充當シ仍足ラサルトキハ之ヲ追徴ス
第十一章 罰則

第八十六條 詐偽ノ方法ヲ以テ選舉人名簿ニ登錄セラレタル者又ハ第三十
四條第二項ノ場合ニ於テ虛偽ノ宣言ヲ爲シタル者ハ十圓以上五十圓以下
ノ罰金ニ處ス
第八十七條 選舉ノ前後ヲ問ハス左ノ各號ニ該當スル所爲アル者ハ一月以
上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 選舉ニ關シ直接又ハ間接ニ金錢、物品、手形其ノ他ノ利益若ハ公私ノ
職務ヲ選舉人又ハ選舉運動者ニ供與シ又ハ供與セムコトヲ申込ミタ
ル者又ハ供與若ハ申込ヲ承諾セムコトヲ周旋勸誘シタル者並供與ヲ
受ケ若ハ申込ヲ承諾シタル者
二 選舉ニ關シ酒食、遊覽等其ノ方法及名義ノ何タルヲ問ハス人ヲ饗應
接待シ又ハ饗應接待ヲ受ケタル者又ハ選舉會場、開票所若ハ投票所
ニ往復スル爲船車馬ノ類ヲ供給シ及共ノ供給ヲ受ケタル者又ハ旅費
若ハ宿泊料ノ類ヲ代辦シ及共ノ代辦ヲ受ケタル者並此等ノ約束ヲ爲
シ又ハ約束ヲ受ケタル者
三 選舉ニ關シ選舉人又ハ其ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等
ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他利害ノ關係ヲ利用シ選舉人ヲ
誘導シタル者及共ノ誘導ニ應ジタル者
前項ノ場合ニ於テ其ノ收受シタル物件ハ之ヲ沒收シ既ニ費用シタルモノ
ハ其ノ價ヲ追徴ス

第八十八條 左ノ各號ニ該當スル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ五
圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス
一 選舉ニ關シ選舉人ニ暴行脅迫ヲ加ヘ若ハ之ヲ拐引シタル者
二 選舉人ニ對シ往來ノ便ヲ妨ケ又ハ詐偽ノ手段ヲ以テ選舉權ノ行使ヲ
妨害シ若ハ投票ヲ爲サシメタル者
三 選舉ニ關シ選舉人又ハ其ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等
ニ對スル用水、小作、債權其ノ他利害ノ關係ヲ利用シ選舉人ヲ威逼シ
タル者
第八十九條 選舉事務ニ關係アル官吏、吏員、立會人及監視者選舉人ノ投票
シタル被選舉人ノ氏名ヲ表示シタル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處
シ五圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス其ノ表示シタル事實虛偽ナルトキ亦
同シ

第九十條 投票所又ハ開票所ニ於テ正當ノ事由ナクシテ選舉人ノ投票ニ
關涉シ又ハ被選舉人ノ氏名ヲ認知スルノ方法ヲ行ヒタル者ハ一月以上一
年以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス
法令ノ規定ニ依ラズシテ投票函ヲ開キ又ハ投票函中ノ投票ヲ取出シタル
者ノ罰亦前項ニ同シ
第九十一條 投票管理員、開票管理員、選舉長、立會人若ハ選舉監視者ニ
暴行ヲ加ヘ又ハ選舉會場、開票所若ハ投票所ヲ騷擾シ又ハ投票、投票函
其ノ他關係書類ヲ抑留、毀壞、奪取シタル者ハ四月以上四年以下ノ輕禁
錮ニ處ス
多衆ヲ嘯聚シテ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ輕禁錮ニ處ス其ノ情ヲ知テ嘯聚
ニ應シ勢ヲ助ケタル者ハ一月以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス
第九十二條 選舉人、議員候補者若ハ選舉運動者ヲ脅迫シ又ハ選舉會場、
開票所、投票所ヲ騷擾シ又ハ投票、投票函其ノ他關係書類ヲ抑留、毀壞
奪取スルノ目的ヲ以テ多衆ヲ嘯聚シタル者ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮
ニ處ス其ノ情ヲ知テ嘯聚ニ應シ勢ヲ助ケタル者ハ十五日以上三月以下ノ
輕禁錮ニ處ス
犯罪者第九十三條ノ物件ヲ攜帶シタルトキハ各本刑ニ一等ヲ加フ

第九十三條 選舉人議員候補者及選舉運動者ニシテ選舉ニ關シ銃砲、槍戟、
刀劍、竹槍、棍棒其ノ他人ヲ殺傷スルニ足ルヘキ物件ヲ攜帶シタル者ハ
二年以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス
警察官吏又ハ憲兵ハ必要ト認ムル場合ニ於テ前項ノ物件ヲ領置スルコト
ヲ得
第九十四條 前條記載ノ物件ヲ攜帶シテ選舉會場、開票所若ハ投票所ニ入
リタル者ハ前條ノ例ニ依リ一等ヲ加フ
第九十五條 選舉ニ關シ氣勢ヲ張ルノ目的ヲ以テ多衆集合シ若ハ隊伍ヲ組
ミテ往來シ又ハ煙火、爆竹、松明ノ類ヲ用井若ハ鐘鼓法螺、喇叭ノ類ヲ鳴
ラシ旗幟其ノ他ノ標章ヲ用ウル等ノ所爲ヲ爲シ警察官吏ノ制止ヲ受グル
モ仍其ノ命ニ從ハサル者ハ十五日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ五圓
以上百圓以下ノ罰金ニ處ス
第九十六條 第八十九條乃至第九十五條ノ所爲ヲサシムルノ目的ヲ以テ演
說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス人
ヲ教唆シタル者ハ其ノ各條ニ依リ處斷ス但シ新聞紙、雜誌ニ在リテハ仍
其ノ署名シタル編輯人ヲ處斷ス

第九十七條 當選ノ妨ケルノ目的ヲ以テ演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札
其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス議員候補者ニ關シ虛偽ノ事項ヲ公
ニシタル者ハ六月以下ノ輕禁錮ニ處シ五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス新聞
紙、雜誌ニ在リテハ前條但書ノ例ニ依ル
第九十八條 選舉人タルコトヲ得サル者ニシテ投票ヲ爲シタル者及氏名ヲ
詐稱シテ投票ヲ爲シタル者ハ一月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上
百圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第九十九條 立會人正當ノ事故ナクシテ本法ニ定メタル義務ヲ缺クトキハ
五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス
第一百條 第九十二條第二項第九十三條及第九十四條ノ罪ヲ犯シタル場合
ニ於テハ其ノ攜帶シタル物件ヲ沒收ス
第一百一條 當選人其ノ選舉ニ關シ選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレタ
ルトキハ其ノ當選ヲ無効トス

衆議院議員選舉法改正法律案 第一讀會

一五六

選舉人名簿確定ノ日迄其ノ效力ヲ有ス

津四郡
日市
市市部

一一八

人人人

富高 富山 石川 郡金 福井 秋田 郡米 山形 郡青 弘前 郡盛 郡若 福島 郡仙 宮城 郡長 野 岐阜 郡大 滋賀 郡甲 梨府 山郡 靜岡 郡名 愛知

一一 六一 五一 六一 六一 一一 五一 六一 九一 六一 十一 八一 六一 四一 十一 十三
二
八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八

宮崎 熊本 佐賀 大分 郡門 久留 福岡 郡高 知 郡松 愛媛 郡丸 高松 香川 郡德 島 郡和 歌山 郡赤 山口 郡尾 廣島 郡岡 岡山 郡隱 郡根 島郡 鳥取 郡

四九一 五一 七十一 一一 五一 八一 五一 五一 五一 八一 十一 二 九一 一五一 三一 六
一
八八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八

六條ノ明文ニ依レバ單記無記者デアツテ、府縣ヲ通シテ選舉スル、斯ウ云フコトニナツテ居リマス、然ルニ三十九條ノ第三項ニ依リマスルト「封筒ニ入レ封緘シ表面ニ自ラ其氏名ヲ記載シ投票シムヘシ」斯ウナツテ居リマス、サウスルト其結果トシテ自然記者投票ト云フコトニナリハシナイカ

○政府委員(一木喜徳郎君) 御答致シマスガ、サウ云フコトニハナリマセヌノデス、此三十九條ノ第三項ノ規定ハ投票ヲ別ノ封筒ニ入レシメ、ワレヲ封緘シテ其ノ上ヘ名ヲ書クノデアリマス、ソレデスカラ投票シムヘシ、名ハ書キマセヌノデス、是ガ開票區ヘ出テ來マスルト云フト、先ヅ以テ其封ニ這入ツテ居ル儘ニ其受理如何ヲ決シマシテ、受理スルモノト決シマスレバ、其封ヲ開イテ投票ヲ其儘出シテ、他ノ投票ト混合シテ置キマスカラ、其投票ハ誰ノ投票デアルカ分カラヌデアリマス

○高津雅雄君(百七十一番) 開票以前ニ於テ其封緘ダケヲ解イテ、他ノ投票ト同一ニシテシマフ

○政府委員(一木喜徳郎君) サウデス

○高木正年君(百二十八番) 議長、議長

○議長(片岡健吉君) 高木君、質問デスカ

○高木正年君(百二十八番) サウデス

○議長(片岡健吉君) 高木正年君

故ニ質問ヲ致シマスガ、唯今山縣總理大臣ハ總テノ階級ノ公平ヲ得ルガタメニ、又選舉ノ神聖ヲ保ツガタメニ、選舉法改正案ヲ提出致シタノデアルト云フ御演說ガアツタノデアリマス、ソレデ私ガ御尋致シマスルコトハ、如何ニ選舉ノ公平ヲ保ツベキ完全ナル選舉法ガ出來マシテモ、此選舉ニ當リマシテ其選舉ヲ取締ルベキ政府ノ處置ガ穩當デナイ以上ハ、恰モ本年ノ府縣會議員ノ選舉ニ於ケル如ク、府縣制ハ幸ニ完全ナル法律ト改正ニナリマシテモ、其場合ニ於ケル政府ノ取締ガ今回ノ府縣會議員ノ選舉ノ如クデゴザイマシタナラバ、寧ロ選舉法ヲ改正セザル方ガ——新ニ選舉ヲシナイ方ガ却テ社會ノ平和ヲ保ツト云フガ如キ感ハナイカ、唯今御明言ニナタタル如ク、政府ハ此選舉法改正案ニ依ツテ選舉ヲ求ムル際ニ、豫メ政府ハ獨立ナル考ヲ以テ總テノ方面ニ於テ、不都合ノ舉動ノナイダケノ御決心ヲ持テ居ルカト云フコトヲ御明言ヲ請ヒタイ、辭ヲ換ヘテ云ヘバ、選舉法ノ改正ニ依ツテ、政府ハ總テノ公平ヲ保ツ點ニ於テ選舉ヲシテ、神聖ナラシムルダケノ取締ヲ爲スベキ御決心デアルヤ否ヤト云フコトニ附イテ、選舉法改正ニ伴フ所ノ一、御決心トレテ私ハ承ツテ置キタイト考ヘマス

○政府委員(一木喜徳郎君) 御答致シマスガ、是マデハ政府ハ選舉ノ公平ヲ保ツト云フコトニ於キマシテハ、政府ハ努テ居ツタ積デ、今回更テ決心致スマデモナク、將來トモ公平ニ選舉ヲ行フ積デアリマス

○高木正年君(百二十八番) 政府委員ノ御答デハナク、ドウガ山縣君ノ直接ノ御答辯ヲ請ヒタイ

○(モウ居ラナイト呼フ者アリ)

○恆松隆慶君(百四十三番) 質問ハモウ宜イ加減ニシテ、次ノ日程ニ移ラレ

ンコトヲ希望シマス

○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガナケレバ、次ノ日程ノ第二、特別委員ノ選舉ニ移リマス

第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○恆松隆慶君(百四十三番) 是ハ重要ナル問題デアリマスカラ、委員ヲ二十七名トシテ議長ノ指名デ、十分調査セシムルコトガ必要ト思ヒマス

○(贊成々々)ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 今恆松隆慶君ノ動議ノ通、此特別委員ハ二十七名トシテ、議長ガ指名スルコトニ御異議ハアリマスマイカ

○(異議ナシ)ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ……

○田口卯吉君(八十三番) 議長——本員ハ此……

○議長(片岡健吉君) 八十三番ハ委員選舉ニ附イテマアリマスカ

○田口卯吉君(八十三番) 本員ハ委員選舉デハアリマセヌ

○議長(片岡健吉君) ツレデハ先キニ之ヲ決シテシマツテハ如何デス——唯今宣告ノ通ニ御異議ハアリマセヌカ

○(異議ナシ)ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通ニ致シマス

○田口卯吉君(八十三番) 本員モ衆議院議員選舉法改正案ヲ出シテ置キマシタガ、ドウカ右委員ニ御付託ナランコトヲ希望致シマス

○(贊成々々)ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 田口卯吉君カラ出サレマシタ衆議院議員選舉法改正法律案モ、此委員ニ併シテ付託スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

○(異議ナシ)ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通ニ致シマス

○星亨君(九十一番) 今ノ委員ハ今日御報告ニナリマセウカ、一應申シテ置キタイコトガアルノデスガ、本日御報告ニナラナケレバ、此際申シテ置キタイ

○議長(片岡健吉君) 散會前ニ報告スル積デアリマス

○星亨君(九十一番) 一時中止シテ報告ニナリマス

○議長(片岡健吉君) 早ク取調ガ附キマスレバ、中止セズシテ報告ガ出來ヤウト思ヒマス

○星亨君(九十一番) 然ラバ其節述ベマス

○議長(片岡健吉君) 然ラバ日程ノ第三、飲食物其他ノ物品取締ニ關スル法律案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第三 飲食物其他ノ物品取締ニ關スル法律案(政

府提出)

第一條 飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル法律案

第一條 販賣ノ用ニ供スル飲食物又ハ販賣ノ用ニ供シ若ハ營業上ニ使用スル飲食器、割烹具及他ノ物品ニテ衛生上危害ヲ生スルノ虞アルモノハ法令ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ於テ其ノ製造、採取、販賣、授與若ハ使用ヲ禁止シ又ハ其ノ營業ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政廳ハ物品ニ所有者若ハ所持者ヲシテ其ノ物品ヲ廢棄セシメ又ハ行政廳ニ於テ直接ニ之ヲ廢棄シ其ノ他必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得但シ所有者若ハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生スルノ虞ナキ方法ニ依リ之ヲ處置セムコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

第二條 行政廳ハ吏員ヲシテ前條ノ物品ヲ検査セシメ試驗ノ爲必要ナル分量ニ限リ無償ニテ收去セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政廳ハ吏員ヲシテ普通營業時間又ハ營業ノ爲開カル

ル間ニ限リ物品ヲ製造シ採取シ陳列シ貯藏シ若ハ携帶スル場所ニ立入ラ
シムルコトヲ得

第三條 本法ノ執行ニ關シ官吏又ハ公吏ノ命ヲ受ケテ指定ノ期間内ニ之ヲ
履行セサル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

本法ノ執行ニ關シ官吏又ハ公吏ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者ニ抗拒
シタル者ハ一月以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第四條 官吏公吏又ハ行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者本法ノ執行ニ關シ
不正ノ所爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ重禁錮ニ處シ四十圓以下ノ罰金ヲ
附加ス

行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者本法ノ執行ニ關シ人ノ囑託ヲ受ケ賄賂
ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ刑法第二百八十四條ノ例ニ照シテ處斷
ス

附則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○政府委員(小松原英太郎君) 演壇ニ登ル

○政府委員(小松原英太郎君) 本案提出ノ理由ヲ簡短ニ申上ゲタイト存シマ
ス、飲食物其他玩弄品等ニ附キマシテハ、往々衛生上有害ノモノガゴザイマ
シテ、取締ヲ要スルコトデアリマスガ、其取締ハ從來各地方ニ於キマシテ府
縣會ヲ以テヤシテ居リマスルノデ、十分取締ノ附カナイノデアリマス、因
此法律ヲ制定致シマシテ、將來十分ノ取締ヲ致シテ置キタイト云フノデアリ
マス、是ハ誠ニ必要ヲ感シテ居リマスルノデアリマスカラ、何卒速ニ御協賛
下サレシコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガアリマセネバ、日程ノ第四、特別委員ノ
選舉ニ移リマス

第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○恆松隆慶君(百四十二番) 此委員ハ九名デ、議長ノ指名ト云フコトニ致シ
タイ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルニ御異議アリマセヌ
カ

○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガアリマセネバ、次ノ日程ノ特別委員ノ選
舉ニ移リマス

第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○恆松隆慶君(百四十二番) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

○議長(片岡健吉君) 九名トシテ議長ノ指名

トスルノトキニ當テ、徒ニ机上ノ空論ニ馳セテ事實ノ調査ニ疎ナルコトヲ爲シマシタナラバ、果シテ如何デゴザイマセウカト云フコトハ、私ガ喋々述ブル必要モゴザイマセウガ、東北六縣ノ如キハ業ニ既ニ產馬組合ニ數百年ノ慣習ヲ積ミ、所謂自治ノ精神ヲ以テ組織シテ發達シ、アルモノデ、況ヤ其團體ハ組合ニハ殆ド三十萬圓餘ノ鉅額ガ金ヲ貯ヘテ居ル所モアリマス、此等ニ或ハ縣ハ或ル組合ノ中ニモ色々野心家ガ起リ、此組合ヲ破壞シテ其數百年間蓄積シタル金ヲ利用セント掛ク者モアリト云フコトハ、事實ノ上ニ顯レタコトモアリマス。諸君モ御承知ノコト、思ヒマス、サウシテ若シ之ヲ此儘ニ衆議院ガ通過致シマシタナラバ、斯ノ如キコトハ明日直チニ各地方ニ此コトガ通ゼラレテ、即チ此法案通過ノコトガ知レルノデアリマス、然ルニサナキダニ或ハ金ノタメニ全ク自分ノ私利ノタメニ、俗ニ唱フル博勞輩無智ノ人、ガ此機ニ乗ジテ、流言ヲ放ツテ地方ノ人民ヲ惑シ、組合ヲ破壞セシメントシタナラバ、如何デゴザイマセウ、私ノ縣ノ鹿兒島ノ組合ノ如キハ、此組合ヲ將ニ壞サントシツ、圖リツ、アル者ガアリマス、所ガ漸ク今マデ組合ノ規則ヲ以テ彼ノ博勞輩ヲレカラ無智ノ賤民ノ煽動ニ説諭ヲ加ヘテ稍々完全ニナリツ、アナルドゴザイマスガ、此法案ヲ提出サレタコトガ新聞紙上ニ顯レ、天下ニ明ニナルト同時ニ、吾々ニ組合員組合ノ頭取其他有志家ノモノハ續々電報ヲ寄セテ、是ハ大體ニ於テ贊成ヲ表スルガ、此法案ニ修正ヲ加ヘテ通過セザル時ニ於テハ、我縣下ノ產馬組合ト云フモノハ直チニ破壞サレテ發達スル見込ハナイト云フコトマデ斷言シテ寄越ス有様デアル、是ハ即チ事實デアルツレバ、私ハ當局者ノ反對スルニモ拘ラズ、事實ノ上ニ此儘デ通過シマシタナラバ、明ニ產牛馬ノ進歩發達ヲ阻害スルコト、信ジテ疑ヒマセウ、ツレデ此コトハ已ムヲ得ズ修正案ヲ提出シタ所以デゴザイマスガ、最早喋々辯ズル必要モゴザイマセウカラ、諸君ハ事實我國ノ馬ト云フモノハ特ニ軍備ノ上ヨリ必要ナコトデ、私ガ申サナクテモ分ツテ居ルコトデアリマス、今日ハ又各府縣ニ陸軍カヲ設置セラレテ居ル軍馬育成所長ノ會議ヲ東京ニ開イテ居ル、此意見ヲ聞イテモ恐クハ此コトハ私ノ言ウテ居ルノ、事實上違ヒハナイト思ヒマス、所謂世ノ中ノコトハ空文ニ馳セズ事實ニ依ツテ行フト云フコトニ、御注意下サテ御贊成アラントコトヲ希望致シマス

(贊成々々)ト呼フ者アリ

(政府委員農商務省農務局長和田彦次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(和田彦次郎君) 本案ニ就キマシテハ曩ニ委員會ヲ御開キニナツテ、續々御質問モゴザイマスシ、政府委員ハ之ニ對シ詳細ナル辯明ヲ致シテ居リマス、其委員會ニ於キマシテ一人ノ杞憂ニ屬スルカモ知レヌガ、無用デアルカモ知レヌガ、斯様ニ考ヘルト云フコトヲ奈須川君ガ述ベラレタ切デ、他ノ委員諸君ハ如何ニモ本法ヲ必要ト認メル、且ツ修正スル必要ハナイト云フコトニナツテ、委員會ハ結了致シマシタノデゴザイマス、是ハ既ニ委員長ヨリ御報告ニモナツテ居ル所デゴザイマスガ、唯今長谷場君ヨリ修正説ガ出テ續々御説モゴザイマシタガ、一言之ニ向ツテ政府ノ採ル所ヲ御話シ申シタイテ考ヘマス、此修正説ヲ御出シナツタ所ノ趣意ハ、若シ修正ヲナサシカッタナラバ、產牛馬ノ事業ヲ阻害スルモノデアルガ如キ御述ニナリ、且ツ實地ニ於テ取調ヲ爲サシテ「テーブル」ノ上デ之ヲ拵ヘラレタモノデアルト仰セラレマシタガ、事實ニ就イテ御參考ノタメニ述ベマスレバ、縣令ヲ以テ今日マデ產牛馬組合ヲ組織致シテ居リマス所ノ府縣ハ、殆ド十九縣ニ及ンデ居ルノデゴザイマス、其十九縣ニ及ンデ居ルケレドモ組合ヲ組織スル根本タル組合員ノ資格ハ如何ニナツテ居ルカト申シマスレバ、縣ニ依ツテ異ツテ居リ

マシテ、其組織ト云フモノハ區々ニナツテ居ルノデゴザイマス、其重ナル所ヲ逆ベマスレバ、全部ヲ強制致シテ居ル所モアリマス、全部ヲ任意致シテ居ル所モゴザイマス、又制限強制ヲ用ヒテ居ル所モアリマス、又其組合員ノ資格ト云フモノハ、生産ノ目的ヲ以テ「牛馬ヲ所有致シテ居リマス」所ノ者ヲ組合員タルノ資格ト極メタノモゴザイマス、或ハ仲買人モ其中ニ這入ルヤウニナツテ居ル、資格ノ極メ方モ或ル縣ニハゴザイマス、甚シキニ至リマシテハ甲ノ持主ノヲ乙ガ預ツテ居ル者マデモ組合員タル資格ガアルデ、是ニ這入ラナケレバ、斯ク々々ノ處罰ヲ爲スト云フ所謂罰則ヲ設ケタノモゴザイマス、故ニ此組合ヲ組織致シマスル根本ナル組合員ノ資格スラ、斯ノ如ク區々ナル體裁ニナツテ居リマスノデゴザイマス、故ニ是等ヲ舉ゲテ一ノ法律ノ下ニ於テ組織シタルモノト看做スト云フコトハ、法律ヲ新シク制定致シマスル以上ハ、甚ダ不都合ナモノデアリマス、一ノ法律ノ下ニ之ヲ制裁シ、之ヲ統轄致シマスルコト云フコトハ、結局爲シ難イ場合ニナルノデゴザイマス、ツレ故ニ此修正ヲ致シマスル、尙ホ且ツ終リニ一言申シテ置キタウゴザイマス、違フト認メルノデゴザイマス、尙ホ且ツ終リニ一言申シテ置キタウゴザイマス、トアルノデゴザイマスガ、若シ之ヲ改正致シマセナダト云フ場合ニハ、殆ド解散ヲ命ジナケレバナラヌヤウナ場合ヲ生ズルデアラウト思フノデゴザイマス、ツレデ之ヲ若シ本法ニ依ツテ改良スルト云フコトヲ實行スルコトガ出來得ルナラバ、此修正案ガゴザイマセナデモ、立派ニ本案ニ依ツテ認可ヲ受ケルコトハ妨ナイコトデゴザイマシタ、出來得ルノデゴザイマス、故ニ此修正案ニ附キマシテハ、甚ダ本法ヲ發布致シマスル所ノ精神ニ違ヒマスルシ、實際ニ於キマシテ統轄スル上ニ於テ、甚ダ不都合ヲ來スノデゴザイマスカラ、前修正説ヲ述ベラレマシタ長谷場君モ述ベラレマシタ通ニ、本法ノ必要ハ認メル、全部ニ於テ不同意ハナシ、至極必要デアラト述ベラレマシタ以上ハ、斯○修正ナクシテ委員長ノ報告セラレマシタ通、御協賛ヲ敢テ望ミマス

○星亨君(九十一番) 今和田君ノ御話デアルガ、長谷場君ノ修正トスレバ如何ナル不都合ガアルト云フコトニナリマスルノデアルガ、長谷場君ノ修正ニ依レバ、但書ガアルカラ、若シ此法ト抵觸致シタナラバ、是ハ直シテシマフト云フコトニナルト、一向差支ガナイヤウニナツテ居ルヤウニ見ユルガ、何故ニ差支ガアルカト云フコトヲ一ツ承リタイ

○政府委員(和田彦次郎君) 是ハ幾種類モアルモノヲ本法ニ依ツテ組織シタモノト看做セト云フコトハ、到底法律ノ意思ニ違フ、是ガ第一デゴザイマス、ツレカラ第二ニ於キマシテ、之ヲ改メサヘスレバ宜イデハナイカト云フコトデゴザイマスガ、改メルモノデゴザイマスナラバ、新法ニ依ツテ更ニ認可ヲ得ルノト同一ノ結果ニナリマスルカラ、此修正ヲスル必要ハナイト申シタノデアリマス

○原田起城君(七十四番) 先刻政府委員ガ續々述ベラレマシタ所ニ依リマスレバ、種々組合員ノ資格ニ附イテ種々難關ナモノガアツテ、又此長谷場君ノ修正ニ依リマス、即チ地方長官ノ認可ヲ經テ設置シタル既存ノ產牛馬組合「斯ウアリマス」ノデ、即チ地方長官ガ認可ヲ與ヘタモノハ其儘存續シテ置イテハ、產牛馬ノ發達ノ妨ニナルト云フヤウナ論ガゴザイマス、果シテアリトスレバ、如何ナル種類デアリマスガ、ツレヲ承リタイ

○政府委員(和田彦次郎君) 唯今ノニ御答ヲ申シマスルガ、地方地方ノ狀況ニ依リマシテ區々ニナツテ居リマスルノデ、今日マデノ如ク法律ヲ制定セヌ前デゴザイマスレバ、其地方ニ適當ノモノデゴザイマセウケレドモ、法律

一定ノモノヲ施キマスル以上ハ、宜シク其一定ノ率ニ基イテ組織セシメルコトノ必要ヲ認メルノデアリマス

○原田起城君(七十四番) 尙ホ御尋ヲ致シマスルガ、サウスルト政府ノ意向ハ各地方區々ニナッテ居ルカライケナイ、詰リ一定ノ法律ヲ支配シナケレバナラナイ、斯ウ云フ御趣意デスカ

○政府委員(和田彦次郎君) 是マデノ縣會デゴザイマスル分ハ、隨分舊幕時代ノ習慣ヲ其儘逐テ組織ニナッテ居ル所モゴザイマス又……

○原田起城君(七十四番) ツレハ宜イ、舊幕以來ノ習慣ヲ其儘地方地方ニ依テ要スルモノデアリマスカラ、是ガ即チ今日ニ存續致シテ居ル所以デ……

○政府委員(和田彦次郎君) 御異論ハ姑ク別デゴザイマスガ、舊幕時代ノ習慣ヲ其儘持テ來ッテ今日ノ法律ヲ拵ヘタモノト同様ニ看做セト云フコトハ、到底統轄ノ上ニ不都合ヲ見マスノデゴザイマス

○出水彌太郎君(百五番) 唯今政府委員ノ答辯ニ依リマスルト、地方長官ノ認可ヲ經テ設置シタル分ヲ茲ニ籠メルノガイカナイト云フコトニ止ルノデスカ、此重要輸出品同業組合法ノ規定ニ依リ設置シタル分ハ差支ハナイ、斯ウ云フコトニナルノデアリマスカ、政府委員ニ御尋シマス——及地方長官ノ認可ヲ經テ設置シタル既存ノ產牛馬組合ト云フモノヲ其儘置クノガイカナイト云フノ趣旨デスカ

○政府委員(和田彦次郎君) 左様デス、修正セヌ方ガ宜イ

○出水彌太郎君(百五番) 雜駁ナモノガアルカラ統轄スルニ差支ヘル、故ニ此法律ヲ施ク上ニ非常ニ差支ガアルカライカナイ、斯ウ云フ趣旨デスカ

○政府委員(和田彦次郎君) ハイ

○出水彌太郎君(百五番) サウスルト、但書ニ抵觸スル條項ヲ改メルコトガ出來ナイト云フノデスカ

○政府委員(和田彦次郎君) サウスルト必要ハナイ

○出水彌太郎君(百五番) 改メルコトハ出來ナイト云フノデスカ

○政府委員(和田彦次郎君) 御答ヲ致シマス、但書ヲ修正スルニ必要ハ見ナシ、ツレデ果シテ本法ニ依ッテ差支ナイ所ノ組織ヲ致シマスル以上ハ、ツレデ立派ニ組合ガ出來ルノデ、認可ヲ受ケテ無論出來マスカラ、其ヤウナコトヲ書クノ必要ハナイ、斯ウ云フノデスカ、ツレカラ尙ホ一言申シテ置キマスケレドモ、舊來縣會ニ依ッテ組織ニナッテ居リマスル所ノ組合ノ中、二十人ハ、一區內ニ於キマシテ百人ノ牛馬ヲ所有致シテ居リマス者ノ中、二十人ヲ以テ組織シテ居ル所モアル、或ハ二百人ノ所デ三十人ヲ以テ組織シタ組合モアル、此二百人ノ中三十人ガ同意ヲ得ヘタ所ノ組合ヲ以テ、本法ニ依ッタモノト看做スト云フコトニナリマス、百人ノ中二十人デ成ッテ居リマスレバ、殘ル八十人ヲ二十人ノ意思デ強制スルコトニ勢ナリマス、デ二百人ノ中三十人デ出來テ居レバ、百七十人ヲ三十人ノ意思ヲ以テ強制シテ守ラシムルト云フコトニナル、故ニ本法ニ違フテ居ル所ノモノガ既存ノモノニハ區々ゴザイマスカラ、ツレデ是非本法ニ依ッテカラン新ニ許可求メテ組織スルコトニナラナケレバ困ルト云フノハ、一ノ點デゴザイマス、尙ホ既存ノモノヲシテカラン、マルデ潰ストカ潰レトカ云フ御説モゴザイマシタガ、本法ヲ出シテ以上ハ既存ノモノヲ成立ハナラヌト云フ趣意デハナイ、ツレデモ構ハヌ、敢テヤラウト云フ分ハ、敢テ此方ニ構ヒハゴザイマセヌ、本法ニ依ッテ爲サント欲スルモノハ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ、認可ヲ經ヨ、組織ヲ爲セヨト斯ウ云フ法律案デゴザイマスルカラ、既存ノモノヲ強テ潰スト云フ趣意デハゴザイマセヌ、此點ニ於キマシテハ御承知ヲ願ヒタイ

○藤澤幾之輔君(百二十番) 財産處分ノ事ニ就イテ、チヨット御尋致シタウゴザイマスガ、是マデノ組合ガ數十萬ノ財産ヲ持ッテ居ル、其財産ト云フモノハ金錢ニアラズシテ、多クハ牛デアルトカ馬デアルトカ云フモノデアル、所ガ今般般マデノ組合ヲ解散致シマシテ、更ニ新ニ組合ヲ組織スルト云フコトニナリマスレバ、是マデノ組合ガ持ッテ居ッタ所ノ財産ハ、新組合ニ之ヲ引繼グト云フコトニナリマスレバ、何モ議論ハアリマセヌ、然レニ前ノ組合ヲ組織スル其者ト、後ニ組合ヲ組織スル其者トノ間ニ、其人ガ異ナッテ居ッタ時分ニ於キマシテハ、前ノ組合ノ者ガ其財産ヲ引繼グト云フコトヲ望マウ答ハナイ、然ルトキニ至リマシテハ前ノ組合ハ、折角數十萬掛ッテ蓄積致シマシタ所ノ財産、即チ種牛ナリ種馬ナリト云フヤウナモノハ、遂ニ賣却シテ之ヲ分散シテシマフト云フヤウナ結果ニナリマスガ、此邊ニ附イテ政府ノ御考ハ如何ナモノデゴザイマセウカ、分散シテモ差支ナイ、更ニ組合ヲ起セバ新ナル組合ガ更ニ牛馬ヲ買調ヘテ宜シキモノデアルト云フノ淡泊ナル御考デアルデアリマセウカ、先ヅ此點ニ附イテ御答辯ヲ得タク存ジマス

○政府委員(和田彦次郎君) 御答致シマス、唯今ノ御質問ノコトハ委員會デモ縷々申シマスレバ、速記録ヲ御覽下サリマスレバ明細ニ答ヘテ居リマスル次第デゴザイマスルガ、既往ノ組合ガ貯蓄致シマシタ金デアルトカ、或ハ種馬種牛デゴザイマスルガ、既往ノ組合ガ貯蓄致シマシタ金デアルトカ、或ハ種馬種牛ハ、少モ差支アリマセヌノデスカ、ツレデ基本金ナリ或ハ牛馬ヲ引繼グト云フコトハ、吾モ希望致シマスルノデスカ、併ナガラ前ノ組合員ガ其財産ヲ引繼グトハ、之ヲ分散シテシマフト云フコトニ多數ノ議決ヲ持チマシタ場合ハ、政府ハ之ニ向ッテ如何トモスルコトハ出來マセヌ、何故ナレバ既往ノ組合ト申シマスルモノハ、例ヘバ日本銀行トカ勸業銀行トカ云フ如キ積立金ヲ斯ク爲サナケレバナラヌト云フ、法律ニ據ッテ成立ッタル所ノ組合デゴザイマセヌカラ、後ニ出來タ所ノ組合ヲ以テ前ノ財産ニ向ッテ制限ヲ加ヘルト云フコトハ、法律ノ許サナイ所デゴザイマス、故ニ此以前カラアル所ノモノガ將來モ益、此業ヲ發達セシメヤウト云フ念慮ガアル限ハ、便利ニ於テ之ヲ引繼グト云フコトハ、無論出來得ルノデゴザイマス、一ノ例ヲ舉ゲテ申シマスレバ、前年商法實施ノ際ニ於キマシテ、諸會社諸銀行ガ商法ノ明文ニ依ッテ組織ヲ改メマスル場合ニ、皆前ノ例ヲ以テカラニ會議ヲ致シマシテ、多數決デ以テ引繼グト云フコトモアルノデゴザイマスカラ、果シテ熱心ナ地方デアッテ、共ニ將來堅クヤラウト云フ考ガアル以上ハ、多數ノ議決サヘ得レバ、新組織ノ組合ニ向ッテ引繼グトハ何モ差支アリマセヌ、併ナガラ是非之ヲ分散シヤウト云フ考ノ人ガ、前ノ組合員ニ多クアル場合ハ、法律ハ如何トモ致方ガゴザイマセヌ、左様御承知ヲ願ヒマス

○藤澤幾之輔君(百二十番) 任意ヲ以テ前ノ組合ガ引繼グバ宜シ、否ラザルトキニ於テハ、政府ハ如何トモ爲スコトガ出來スト云フコトニ至リマシテハ、折角本法ヲ設ケヤウトシタ其大目ノ二反スルヤウニナリハ致シマスマイカ、既設ノ組合ト云フモノハ殆ド十九ノ多キニ達シテ居ルト云フコトハ、先刻政府委員ノ説明セラル、所デアル、サウシテ之ヲ全縣ノ上カラ申シマスレバ、十九ト云フハ少イヤウデアリマスケレドモ、其實ハ殆ド此產馬ナリ產牛ナリノ地方ヲ網羅シテ殆ド漏ス所ガアルマイト思フノデゴザイマス、然レニ斯ノ如キ地方ニ於テ數十年ニ亘ッテ是ダケノ組合ト云フモノガ成立ッテ居ッテ、サウシテ相當ノ財産即チ種馬ナリ種牛ナリヲ蓄ヘ上ゲタ今日デアル、然レニ是ヨリ尙ホ一ツ進デ他ノ地方ニモ組合ヲ設ケサセテ、サウシテ牛ナリ馬ナリノ改良發達ヲ圖ラウトシテ、却テ是マデ其地方ニ設ケラレタル所ノ組合

ヲ破壊スルコト云フヤウナコトナリマシタラバ、全ク其目的ト一致
シナイヤウニナルデアリマセウ、何故カト申シマスレバ、ナカノ他ノ事業ト
違ヒマシテ、産牛馬ノ事業ト云フモノハ、一朝一夕ニ出来ナイ、今日成
立ッテ居ル所ノ組合ト云フモノハ、數十年ニ亘ッテ、而シテ其目的ノ一
部ヲ達シテ居ル所ノ組合ト云フモノハ、然ルニ今日之ヲ破壊シテ更ニ新規
ナル組合ヲ設ケヤウト云フガ如キニ至ッテハ、却テ新ナル混亂ヲ惹キ見ルナ
リ格別、決シテ改良發達ノ圖ルコト云フコトハ、目的ハ又コト、思フ、此點
ニ附イテ御意見ハ如何デアラカ、ソレトモウツ先刻政府委員ノ御説明ヲ
聞キマス、御意見ハ如何デアラカ、ソレトモウツ先刻政府委員ノ御説明ヲ
ガアル、其中三十八人ノ組合ヲ組織シテ居ル者ガアル、サウスルト此修正案
ガ通過スレバ、百七十八人ノ者ガ此三十八人ノ強制ニ從ハザルヲ得ヌ結果ヲ見
テ、甚ダ不都合ニ立至ルト云フコトデアリマス、若シモ此三十八人ノ成立
テ居ル所ノ組合ニ百七十八人ノ者ガ加入シテ參リマシテ、總會ノトキニ多數
意見ヲ以テ之ヲ修正若クハ削除スルト云フヤウナコトニナリマシタラバ、
固ヨリ組合法デアリマス、サウスルト此修正案ノ自ラ改良發達ト云フコト
ハ又組合ノ上ニモ出来ベキ筈デアリマス、私ハ考ヘテハ、更ニ不都合ハ見
ヌト思ヒマスガ、此邊ニ附イテ御意見ハ如何デアリマス、尙伺ヒタウゴ
ザイマス

○政府委員(和田彦次郎君) 第一ノ御質問ニ對シマシテハ、既存ノ組合ヲ破
壊スルコト云フ御意見ハヤウデゴザイマスガ、決シテ本法ヲ提出致シマシ
タ趣意ハ既存ノ組合ヲ破壊スル杯ト云フ考ハ毫厘モゴザイマセヌ、本法
ヲ出シマス以上ト云フモノハ、是マデノ所デハ區々ニナッテ居リマス、本
三分ノ二マデノ同意者ガアレバ、アトノ三分ノ一以下ノ者ハ之ニ服從セシ
メテ、同業者ノ共同ノ目的ヲ達セシメルガためニ便利ヲ與ヘ保護ヲ爲スノ考
ヲ以テ出シテ居ルノデゴザイマス、故ニ決シテ破壊スルノ進歩ノ道ヲ阻害スル
ノト云フ趣意ハ毫厘モゴザイマセヌ、尙ホ第二ノ御質問デゴザイマス、
存ノ分ニ於テハ三十八名デアル、此百名ノ中三十八名ガ組織シテ居ルモノ
七十名ガ這入テ來テ云フ御質問デゴザイマス、七十名ノ者ガ這入
テ參リマシタ場合ハ即チ同業者一同ノ組織ニナルデゴザイマス、最モ
吾ノ望ミ所デゴザイマス、併ナガラ百人ノ所デ三十八人ダケガ今日マデ組織
致シテ居リマス、モノデ以テデス、本法ニ據ッテモトモ看做スト云フコトハ、
到底道理ニ於テ衝突致シマス、道理ニ於テ許サヌノデス、故ニ本法ハ三分
ノ二ヲ以テ組織スルダケノモノニナッテ居ルノニ、三分ノ一ヲ以テ成シタ
モノヲ以テカランニ本法ニ據ッテモトモ見ルト云フコトハ、申スマデモゴザイ
マセヌ、平氣虚心ニ御考下サレバ、到底出来得ザルコト、信ズルノデゴザイ
マス、左様御承知ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 奈須川光實君
○議長(片岡健吉君) 一 質問ヲ致シマスルガ、唯今政府委員……
○議長(片岡健吉君) 鮫島君、御質問デスカ
○議長(片岡健吉君) 今贊成ノ演説ヲ許シタ所デアリマスガ
○議長(片岡健吉君) 一 贊成ノ演説ヲ許シタ所デアリマスガ
○議長(片岡健吉君) 一 贊成ノ演説ヲ許シタ所デアリマスガ

○奈須川光實君(二百八十九番) 諸君、自分ハ此産牛馬組合法案中ノ第九條
ニ修正ヲ加ヘルト云フ一人デゴザイマス、倍テ此事ニ就イテハ委員會ニ於テ
モ政府委員トノ間ニ數回ノ問答ヲ致シマシタコトデゴザイマス、諸君ハ

既ニ御承知ノコトデアラウト存ジマス、然ルニ唯今政府委員ノ辯明スル所ニ
依リマス、委員會ノ説明トハ稍異ナル感ガアル、デゴザイマス、ナゼナレ
バ既存ノ組合ニ對シテハ政府ハ第五條ヲ直チニ適用スルカラ、既存ノ組合
ヲ破壊スルノ廢棄スルコト云フヤウナ愛ハナイト云フコトヲ明言シテ居ルノ
アリマス、是ハ即チ議事速記ヲ御覽ニナッテ諸君ノ御承知ノコトデアラウト思
フノデアル、然ルニ唯今ノ辯明ニ依リマス、第四條ニ依ッテ三分ノ二以上
ノ同意ヲ得ナケレバナラヌト云フコトヲ申シテ居ルノデアル、如何ニモ本
ノ精神カラ申シマシタラバ、第四條ニ依ッテ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ設
立スルコトハ本法ノ規定デアル、若シモ既存ノ組合ニシテ三分ノ二以上ノ同
意ヲ得ナカッタコトハ第五條ヲ適用スル、農商務大臣ハ地方又ハ地區ヲ指
定シテ組合ノ設置ヲ命ズルコトヲ得ト云フコトハ、本法ノ精神デアル、所ガ委
員會ニ於テハ、農商務省ニ於テハ第五條ヲ直チニ適用スル、ソレハ出来ヌ
ハ存ジマシタケレドモ、直チニ適用スルモノダカラ、左様ナレバ自分ノ意見
ノ如キハ杞憂ニ屬スルデアラウカト云フコトヲ申シタノデアル、或ハ第四條
ヲ適用スル出来ナイ場合ハ、第五條ヲ適用スルノガ本法ノ精神デアラカ、
若シモ斯ノ如クシタコトハ現存ノ組合ノ破壊ヲ來スト云フコトハ分リ切
タコトデアル、ナゼナレバ此産牛馬ト申シマス、馬ノ分ニ附キマシ
テハ帝國議會ハ非常ニ此事ニ熱心ニ種馬所ヲ一種馬所ヲ設ケラレ、或
ハ種馬牧場ヲ設ケルコトニモ協賛ヲセラレテ居ルノミナラズ、法律ヲ以テ種
馬検査規則ノ發布モアリ、或ハ陸軍ノ徵發ノためニハ現在ノ馬匹モ徵發スル
コトモ出来ルノデアル、斯ノ如ク國家ノ事業トシテ馬匹ニ對シテ非常ニ金
ヲ要スル、外國ヨリ種馬マデモ今日ハ購入シ來ッテ有様デアル、然ルニ若
此法案ヲ以テ第四條ニ依ッテ、自由ノ組織ヲサセシムルヤウナ有様ニナリ
スレバ、三分ノ二以上ノ同意ヲ得ナイ場合ハ、既存ノ組合ト雖モ破壊スル
ウナ憂ガアルノデアル、然ルニ若シモ此破壊ヲ來シマシタラバ、如何ナル
點ニ此發達ニ害ヲ爲スカト申シマスレバ、或ル組合ニ於テハ數萬ノ財產ガ
ルト云フコトハ、既ニ農商務ノ局長ノ申サル、如クデアラバ、今マデ我國
ノ種馬ト云フモノ、總數ヲ見マスレバ、凡ソ六千五百以上七千ニ垂トスル所
ノ數デアル、又種牛ト云フモノハ往々見ルト二千三百餘ニナッテ居ルノ
ル、然ルニ此中ニハ馬ノ方ニ對シテハ二府七縣北海道神戶等ヲ除イテ、
斯ノ如ク多數ニナッテ居ルノデアル、此種馬ト云フモノハ其組合ノ中ノ財產
デアル、一ノ財產デアルガ、若シモ既存ノ組合ヲ破壊スル場合ニ至レバ、此種
馬ノ處分ヲ爲サナケレバナラヌ、必ズ價格ヲ立テ、之ヲ賣買スルカ、
或ハ又之ヲ處分スルコト云フヤウナ法ヲ立テ、サウシテ新ニ組合ヲ設ケナ
レバナラヌト云フコトハ、此法文ニ依ッテ明ナコトデアル、若シモ舊來カラ
自然ト百數年ノ數百年ヲ經テ此是ダケノ將ニ七千ニ垂トスル所ノ種馬ヲ年
年ニ買入來ッテモノデアリマス、是ダケノ大數ヲ持ッテ居ルノ種馬ヲ年
マスガ、若シモ之ヲ破壊シテ一朝ニ之カ處分ヲ附ケテ、或ハ賣買スルコト云
ヤウニナリマシタラバ、如何ナル金額ヲ積デモ巨萬ノ金額ヲ積シテモ、是
ケノ大數ノ種馬ヲ一種馬検査規則ニ依ッテ合格スル程ノ種馬ヲ買入レル
ト云フコトハ、我國デモ出来マセズ之ヲ外國カラ輸入スルコト云フコトモ到底
出来ナイコトデアル、若シ出来ナカッタラバ將來產牛馬ノ發達ニ一大頓挫
ヲ來スノミナラズ、今後數十年間改良ノ見込ガナイト云フヤウナ有様ニナル
ダラウト私ハ存ジマス、故ニ此修正案ノ如クニ致シテ若シモ抵觸スル所ハ、

第二讀會

第二讀會

第一條ノ第十二條ノ修正ヲ加ヘマシテ結果及租界變更ト云フ文字

セラレタ通ニ決シマス、議事日程ノ第九、岡山縣下郡廢置法律案、第一讀會ノ續、委員長ノ報告

第九 岡山縣下郡廢置法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

○鯨島相政君(百六十一番) 私ハ岡山縣下郡廢置法律案ノ委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、此法案ニ附キマシテハ御手許ニ回シテ置キマシタ通ニ修正可決ヲ致シタノデアリマス、第一ニ此岡山縣下郡廢置法律案トアリマスルノヲ、岡山縣下郡廢置及郡界變更法律案及郡界變更ト云フ五文字ヲ加ヘマシタノハ、第一條ノ第十二第十三ニ修正ヲ加ヘマシタ結果及郡界變更ト云フ文字

確定議

第一讀會ノ續(委員長報告)

八、第一條ノ第十二第十三ニ修正ヲ加ヘマシタ結果「及郡界變更」ト云フ文字

ヲ加ヘナケレバ不穩當アルト云フ所カラ、此文字ヲ加ヘルコトニ致シタノ
デアリマス、ソレカラ第一條ヲ置キマシタノハ、即チ次ノ方ニ持ッテイテ、
第二條第三條トスルコトヲ加ヘルコトニ致シマシタ故ニ、原案ノ劈頭ノ
第一條ト云フモノヲ加ヘルコトニ致シマシタ故ニ、原案ノ劈頭ノ
十一項ニ「岡山縣備中國下道郡及賀陽郡ヲ廢シ其區域ヲ以テ賀下郡ヲ置ク」ト
斯ウアリマス、是ハ以上ノ兩郡ニ吉備公ノ由緒古蹟ガ散在致シテ居リマス、
ヲ致シマス、是ハ以上ノ兩郡ニ吉備公ノ由緒古蹟ガ散在致シテ居リマス、
デアッテ、唯今デスラ下道郡トカ賀陽郡トカ云フヨリ、寧ロ吉備ト云フ名ノ
方ガ廣ク行ハレテ居リテ宜シト云フ所カラ、之ヲ吉備郡ト改ムルコトニ致
シマシタ、ソレカラ第十二項第十三項ハ修正案ニ書イテアル通ニ、修正ヲ致
シマシタ、是ハ地理地形並ニ人情風俗等ヲ參酌致シテ、斯ノ如ク修正ヲ
致シタ方ガ宜カラウト云フ所カラ、斯ノ如ク修正ヲ致シタ方ガ宜カラウト云
レカラ第二條第三條ヲ加ヘマシタノハ、全縣下ノ郡ノ廢置分合ヲ爲シマス、
バ、直ニ縣會議員ノ方ニ關係ヲ及スコトニナリマス、カシテ、斯ノ如キ場合
ニハ現在ノ縣會議員ノ如何ニスルカト云フニ就イテハ、一定ノ法律ガナ
デ其感ヲ防グタメニ、明ニ第二條第三條ヲ掲ゲテ置イタ方ガ宜カラウト云
所カラ、第二條第三條ヲ挿入スルコトニ至リマシタノデアリマス、以上ノ通
テゴザイマスルガ、尙ホ此第十二項ニ川上郡ト云フノガ見エテ居リマスガ、
修正ノ結果川上郡ト云フハ此原案ノ中デハ死シテ居リマスガ、岡
山縣ニ參リマスルト川上郡ト云フハ立派ニ活キテ居ルノデ、唯議案ノ上デ
死シテ居ルコトニナッテ居ル、以上ノ通デアリマス、直チニ二讀會ヲ開
クコトニ御賛成アラントテ居ル、希望致シマス
○議長(片岡健吉君) 格別御異議ガアリマセネバ、二讀會ヲ開クヤ否ヤト云
フコトニ附イテ採決致シマス

○板松隆慶君(百四十二番) 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス
○議長(片岡健吉君) 本案ノ二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ
(異議ナシ) 呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、本案ハ二讀會ヲ開クコトニ致シマ
ス、朗讀ヲ省略シテ全部ヲ議題ニ供シマス

第二讀會

岡山縣下郡廢置法律案

○石黒瀧一郎君(五十番) 諸君、此場合ニ一ノ修正動議ヲ提出致シマス、其
動議ハ原案ノ第八項ニアル「岡山縣備前國邑久郡及上道郡ヲ廢シ其區域ヲ以
テ邑上郡ヲ置ク」此一項ヲ削除スルコトデス、第二ニハ第十項ニ「ゴザイマス
岡山縣備中國小田郡及後月郡ヲ廢シ其區域ヲ以テ月田郡ヲ置ク」トスウゴザ
イマス、此項ヲ削除スル、斯ウ云フ動議ヲ提出致ス、次第アリマス、此
第八項ヲ削除スルコト云フ動議ガ成立ツト致シマス、其結果ト致シマス、此
此上道郡ト邑久郡ハ從來ノ郡名ヲ有シテ、其儘獨立セシムルコト云フ結果ニナ
ルノデゴザイマス、又第十項ヲ削除スルコト云フ動議ガ成立ツト致シマス、舊來
ノ小田郡及後月郡ト云フ二箇ノ郡名ヲ其儘存シマシテ、二郡ヲ獨立セシム
ト云フ結果ヲ生ズルノデゴザイマス、デ此四箇所ノ各郡ガ果シテ獨立セシム
ルノガ將來ノ利益デアルカ、將タ其實力ハ十分デアルカト云フコトニ附イテ
ハ、曾テ政府ヨリ委員會ニ參考トシテ差同サレタ一覽表ノ取調ニ據ッテモ明
瞭デゴザイマス、邑久郡一郡ヲ獨立致サセテモ、政府ヨリ此度二郡ヲ合

セテ提出サレマシタ眞庭郡、勝田郡、英田郡、久米郡ヨリモ更ニ大ナル一
郡ヲ爲スコトガ出來ルノデゴザイマス、又小田郡ト後月郡トヲ割リマシタト
キニハ、小田郡ノ實力ハ此分合法案中デハ最モ大ナル一郡ヲ爲シテ居リマ
スルノミナラズ、後月郡ハ稍、廣イ郡ニナリマス、其人口ニ於テ
ハ殆ド四萬ニ近イ人口ガゴザイマシテ、此英田郡ト相比ベテ見マスルト稍
少サクナリマス、ケレドモ、一郡トシテ獨立スル資產、實力ト云フモノハ十
分餘リアルコト、認ラレノデゴザイマス、サウシテ地形ノ上カラ見マスル
ト邑久郡上道郡ノ間ニハ、彼ノ岡山縣ノ三大川ト名ケル吉井川ト云フ川ガ其
二郡ノ中央ヲ流レテ居ルノデゴザイマス、諸君モ御承知ノ通、此川ハ洪水
ノ憂ニ罹ルコトデゴザイマシテ、一朝洪水ノ氾濫致シマスルトキニハ、二郡
ノ間ハ忽ニ交通ノ便ヲ遮斷サレルノデゴザイマス、其防水等ノコトニ附キマ
シテハ郡役所ノ所在地ノ方ハ頗ル便デア、他ノ方ハ應急ノ術ヲ施スニ由ガ
ナイト云フ不便ヲ感シマス、又小田郡ノ間ニ於テ二郡ニ致シテ置イタ方ガ相
當ト心得ルノデゴザイマス、又小田郡ノ間ニ於テ二郡ニ致シテ置イタ方ガ相
同樣獨立セシメタ方ガ宜カラウト考ヘルノデゴザイマス、全體此二箇所ノ分
合ニ附キマシテハ、委員會ニ於テモ此說ハ持出サナカッタノデゴザイマスガ、
成ルベク此郡ノ少數者杯ノ意見ニ動カサレズシテ、一郡全體ノ意向ヲ酌取
テ其意見ヲ參酌シテ、將來郡治ノ圓滿ヲ圖リタイト云フノ考ヲ構ヘテ居リマ
シタ所ガ、今日ニ至リマシテ殆ド全部各村ノ村長及重ナル有志ガ調印ヲ致シ
マシテ、請願シ來ッタ所ノモノハ、邑久郡、後月郡、此二郡ヨリ請願書ヲ提出
致シテ居リマス、ノデゴザイマス、此請願ノ趣意ヲ篤ク取調ベマシテ岡山縣選
出ノ代議士ハ、黨派ノ異同ヲ問ハズ全體一致ノ結果ヲ以テ、此願望ヲ容ル、
ノガ相當デア、委員會ニ於テ反對スル必要ガナ、議會ニ於テ通過スルナラバ
ニ附イテハ、委員會ニ於テ反對スル必要ガナ、議會ニ於テ通過スルナラバ
テ政府ハ異存ハ言ハスト云フコトヲ明言サレテ居リマス、カシテ川上郡ノ獨立ニ於
テ政府ガ確ト意見ガナイトコトナラバ、ソレヨリモ大イナル邑久郡ノ獨立、稍
小サキ小田郡ノ獨立ト云フコトニ附イテ、差シテ御異議ノアラウトモ心得
マセヌカラシテ、冀クハ滿場一致ヲ以テ本案ノ削除說ヲ御賛成アラントラ
希望致シマス

○永井嘉六郎君(七十二番) 政府委員ニ少シ伺ヒマス、唯今石君ノ修正說
ニ附キマシテハ、是ハ地方ノ代議士及內務當局者ノ意見ヲ聽クヨリ外ニ仕方
ガナイトデア、故ニ私ハ此石黒君ノ修正說ニ附イテ內務當局者ノ意見ヲ伺
ヒタイト存ジマス

(政府委員內務省地方局長柴田家門君演壇ニ登ル)

○政府委員(柴田家門君) 唯今此岡山縣ノ郡廢置法案ニ附イテ修正ノ御意見
ガ出マシタガ、此報告書ノ修正ニナッテ居リマス、所ニ附イテハ、唯今石黒君
ノ御話ニナリマシタ通ノ趣意デゴザイマス、唯今御説ノ出マシタ邑久郡上道
郡ノ二郡ヲ云フ御説ニ對シテハ、小田後月此兩郡ヲ一郡ニ申シマス、要スルニ郡
ノ獨立ヲ希望スルニ對シテハ、簡短ニ政府委員ノ意見ヲ申シマス、要スルニ郡
ノ獨立ヲ希望スルニ對シテハ、簡短ニ政府委員ノ意見ヲ申シマス、要スルニ郡
出來ルダケ差支ナイ限ハ郡城ノ廣ク、境域ノ廣イノヲ希望致シマス、ノデゴザ
イマス、種々事情ヲ取調ベマシタ上デ此本案ヲ提出致シマシタ、併ナガラ諸
君ノ獨立ト云フコトモ程度ノ問題デアリマス、唯今修正說ノ出マシタ

邑久上道並ニ小田後月ノ郡ノ如キモ、絶對的ニ獨立ガ出來スト云フ認定デハ、ゴザリマセヌ、併ナガラ唯政府ノ希望トシテハ、成ルベク前案ノ如ク豐富ナル資力ヲ持ツタ方ノ本案ニ、御賛成ヲ希望スルダケノ意思ヲ申上ゲテ置キマス

○鹽田忠左衛門君(七十九番) 質問ヲ致シマス、政府委員ニ尋ネマスガ、此四郡ノ人口ト地價ヲ御知ラセテ願ヒマス

○政府委員(柴田家門君) 人口ハ邑久郡ガ四万八千九百八十八人、上道郡ガ四万九千九百四十二人、小田郡ガ七万六千二百二十四人、地價ハ邑久郡ガ三百九万五千六百四十三錢七厘、上道郡ガ四百三十万八千九百四十八圓七十三錢九厘、小田郡ガ二百七十七万九千九百五十六圓、後月郡百二十七万五千七百八十六圓、此統計ハ三十年四月一日ノ統計デゴザリマスカラ、念ノタメニ申上ゲテ置キマス

(東良三郎君演壇ニ登ル)

○東良三郎君(二百九十二番) 私ハ此委員長ノ報告ニモ石黒君ノ修正説ニモ賛成スルノデゴザリマスガ、此修正ノ序ニモウツ修正スルノ意見ヲ提出シマス、ソレハ第七項ノ事柄デ郡ノ區域ニモ何モ關係ノナイコト「第七項ノ區域ヲ以テ赤阪郡ヲ置ク」ト云フ「赤阪郡」ト云フノヲ「赤磐郡」ト修正ヲ致シタイ、他ノ郡ヲ見マスル御野或ハ津高郡ヲ合セテ「御津郡」ト云フ、或ハ都宇窪屋兩郡ヲ併セテ「都窪郡」ヲ置クト云フヤウニ、郡ノ頭字ヲ繼合セテ郡名ガ附ケテアル、名前杯ハドウデモ宜イヤウデモ、郡ノ頭字ヲ繼合セテ此七項ノ赤阪ト磐梨ヲ併セテ其名前ヲ赤阪郡トシテハ、磐梨ガ赤阪ニ合セシタヤウナ感ヲ持テ、郡民ノ平和ノ上カラ赤阪郡トスルト云フト、何ダカ磐梨郡ガ赤阪ニ合レテシマス、郡民ノ感情ヲ起ス、何デモナイヤウナコトデアリマスケレドモ、郡民ノ平和ノ上カラ赤磐郡ト云フコトニ修正スルコトニ御同意ヲ願ヒマス、ソレカラ序ニ一言致シテ置キマス、石黒君カラ提出シナツタ修正意見ハ昨年ノ委員會ニ於テ又本會ニ於テモ私ハ修正意見トシテ主張シタノデア、憾ラシハ其當時黨派問題ト爲テ自由黨ノ諸君ガ全ト反對セラレマシタガタメニ、昨年ハ此意見ガ貫徹シナカッタ、併ナガラ既往ノコトヲ彼是レ黨派根性デ追窮ハ致シマセヌ、幸ニモ郡民ノ希望ニ依ッテ斯ノ如キ公平ナル親切ナル案ガ提出シナツタ以上ハ、私共ハ喜デ之ヲ賛成スルノデアアルカラ、満場一致ヲ以テ決セラレンコトヲ希望致シマス

(採決)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 採決致シマス、委員會デハ此第一條ヲ置クト云フコトニ修正シテアリマス、此第一條ニ附イテ採決ヲ致シマス、委員會ノ修正説ニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス、次ハ第一項ヨリ第六項マデヲ議題ニ供シマス、是ハ原案ノ通御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス、次ハ第七項東良三郎君ノ修正説ガアリマス「赤阪郡」ト云フ修正ガアリマスガ、是ニ附イテ御異議アリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、東良三郎君ノ修正通決シマス、次

ハ第八項、是ハ石黒滿一郎君ノ修正デ削除説ガアリマス、是ハ削除説デアリマスカラ原案ニ附イテ採決ヲ致シマス、原案ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 無シ

○議長(片岡健吉君) 起立ハアリマセヌ、是ハ削除ニナリマシタ、次ハ第九項デアリマス、原案ニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス、次ハ第十項是モ石黒滿一郎君ノ修正説ガアリマス、原案ニ附イテ採決ヲ致シマス、原案ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 無シ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 起立者ガアリマセヌカラ、是ハ削除ニナリマシタ、殘ル全部ニ附イテ採決ヲ致シマス、委員會ノ修正通決御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス

○恆松隆慶君(百四十三番) 直チニ三讀會ヲ開イテ確定セラレンコトヲ希望致シマス

(賛成異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ三讀會ヲ開クコトニ致シマス

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) ソレデハ直チニ三讀會ヲ開キマス

(岡山縣下郡廢置法律案)

○議長(片岡健吉君) 今二讀會デ決議シタ通御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス、次ハ議事日程ノ第十稅關假置場法案、第一讀會ノ續、委員長ノ報告

(西川宇吉郎君演壇ニ登ル)

○西川宇吉郎君(二百五番) 稅關假置場法案委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、昨日委員會ヲ開キマシタ所、委員ト政府トノ間ニ段々問答モアリマシテ、其事ハ此速記ニ詳ニ載ッテ居リマス、諸君ハ定テ御覽ニナリマシタコト、存ジマス、私ハ再ビ喋々ヲ要シマセヌ、ソレデ段々審議ヲ要シマシタル所、本案ハ貿易ニ伴フ所ノ必要ナル法案デアリマス、カラス、全會一致ヲ以テ協賛ヲ與フルコトニ決定致シマシタ、次ハ第一讀會アリマス、ドウカ希クハ本會ニ於キマシテモ讀會省略ヲ以テ、速ニ可決アラント望ミマス

(賛成々々ト呼フ者アリ)

○恆松隆慶君(百四十三番) 此案ハ極簡單ナ案デゴザリマス、ドウカ直チニ讀會省略ヲ以テ可決アラント望ミマス

(賛成々々ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 今恆松隆慶君カラ讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異議ハアリマセヌカ

(賛成々々ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 今恆松隆慶君カラ讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異議ハアリマセヌカ

(賛成々々ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 今恆松隆慶君カラ讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、讀會省略ヲ致シマス、本案ニ附イテ御異議ハアリマセヌカ

税關假置場法案

確定議

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案ノ通確定致シマス、次ハ議事日程ノ第十一、高利貸取締法案、第一讀會ノ續、委員長ノ報告——岡野寛君

第十一 高利貸取締法案(岡野寛君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○丸山嵯峨一郎君(百五十三番) 議長
○議長(片岡健吉君) 丸山嵯峨一郎君
(丸山嵯峨一郎君演壇ニ登ル)

○丸山嵯峨一郎君(百五十三番) 高利貸取締法案ノ委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、此案ハ二日ニ委員會ヲ開キマシテ、ソレカラ數回會議ヲ開キマシテ、非常ナ鄭重ナル取調ヲ致シマシタ末ニ、御同致シテ置キマシタ通ニ修正ガ出來タ次第デアリマス、其大體ノ趣意ヲ申上ゲマスレバ、第一條ヲ斯様ニ修正致シマシタノハ原案ニ依リマスルコト云フ、餘リ法文ノ體裁ヲ爲サヌコト云フコトデ、斯様ニ訂正致シマシテ、尙ホ之ニ罰則ヲ附シタ次第デアリマス、第二條モ矢張同様ナ次第デアリマス、是ハ仲立周旋スル者ガ往々ニシテ高利貸ト同シヤウナ、タクミヲスル者ガアルコト云フコトカラ、此罰則ノ必要ガアルタメニ斯様ニ修正致シマシタ、ソレカラ第三條ハ之ヲ削ルコトニ致シマシタ、殊ニ増加額ヲ本人ニ還付スルコト云フヤウナコトハ、刑法上ノ箇條ニ規定スルノガ甚ダ衝突シテ居ル處ガアル、詰リ當然沒收スベキモノデアアル、犯罪ニ依ッテ得タル所ノモノデアアルカラ、當然此増加額ハ沒收スベキモノデアアルコト云フコトカラシテ、斯様ナ條文ハ削リマシタ、ソレカラ第四條ハ矢張必要ガナイト云フ明白ナル理由ガアルノデ削ルト云フコトニ致シマシタ、尙ホ第五條ヲ削リマシタト云フ理由モ「他人情ヲ知リテ第一條第二條ニ係ル財產權ヲ自己ニ獲取シタル者ハ前條ノ例ニ依ル」チヨット必要ノヤウニ見エマス、是ハ第一條及第二條ノ規定ガアル以上ハ、斯ノ如キ場合ガ實際生ジテ來ナイト云フコトカラ削リマシタ、第六條ハ第三條ト改メマシテ原案通ニ致シマシタ、置キマシタ、第七條、是モ餘リ些細ナ事柄ノ規定デアリ、且ツ斯様ナ規定ハ無用ナ規定デアルト云フ意見カラシテ、委員會ハ之ヲ削リマシタ、第八條ハ是ハ規定スルマデノナイコトデアリ、明白ナル理由カラ、之ヲ削ルコトニ致シマシタ、第九條ヲ四條トシテ其第一號ハ之ヲ削ルコトニ致シマシタ、是ハ規定スル必要ノナイ事柄デアアル、ソレカラ補則ト云フ所ヲ削リ、ソレカラ第十條ヲ五條ト致シマシタ、尙ホ再犯加重ノ例ヲ用ヒスト云フコトニ附キマシテ議論ガアリマシタ、隨分高利貸ヲ害メル所ノ法案デアアルカラシテ、再犯加重ノ例ヲ用ヒスト云フヨリハ、再犯加重ヲ用ヒタ方ガ宜イデハナイカト云フ議論ガ起キマシタケレドモ、是ハ第三條ニ「高利貸ヲ常業又ハ常習トスルモノハ云々」ト云フ規定ヲ設ケテ居リマスカラ、左程マデ高利貸ヲ追窮シナクデモ宜カラウト云フ考カラシテ、此儘存スルコトニ致シマシタ、第十一條、是モ本

法ニ規定スベキ限デナイト云フ所カラ削ルコトニ致シマシタ、更ニ附則ト云フ二字ヲ補ヒマシテ第十二條「本法ハ明治二十三年一月一日トアルノヲ」三十一日ヨリ施行ス」斯ウ云フコトニ致シマシタ、其他文字ノ修正ガ多少アリマス、一體此法案ハ名前ガ高利貸法案ト申シマスルカラ、或ハ人ノ嘲笑ノ中ニ葬ラル、憂ガアルカモ知レマセヌケレドモ、併シ是ハ重大ナ問題デアッテ社會政策ノ上ニ吾ガ諸君ト共ニ攻究スル一ノ問題デアリマス、是ハ輕キニ付シテ置カレテハ甚ダ迷惑デアリマス、既ニ議場ニ容レマシタル以上ハ、十分諸君ノ御研究ヲ煩シテ、尙ホ修正スベキ所ガアッタナラバ、十分御修正ガアッテ此通過セラレンコトヲ願フノデアリマス、委員會デハ是ハ滿場一致ヲ以テ可決スベキモノト致シタノデアリマス

○出水彌太郎君(百五番) 質問致シマス、政府委員ハ此案ニ同意致シマシタカ否ヤ、第一ハソレデス、ソレカラ必要急迫ノ此定義ト云フノガ、ドウ云フコトデアアル、ソレカラ著シキト云フ度合、ソレカラ民法商法ニ規定シタルモノハ之ヲ除外例ニシテアルト云フ理由、質屋ヲ除外例ニ致シタル理由、是ダケ聴キタイ

○丸山嵯峨一郎君(百五十三番) 第一ノニ答ヘマスガ、是ハ政府委員カラモ餘程御盡力ニナッテ條文ヲ修正爲サレタノデアリマス、多分十分同意致シタルモノト私共ハ認テ居リマス、ソレカラ第二ニハ必要急迫及著シイト云フ程度問題デアリマス、是ハ裁判官ノ認定ニ任セテ少モ差支ナイコトデアラウト云フ考デ、左様ニ御心配爲サル程ノコトハナカラウト思ヒマス、第三ニハ民法ニ規定シタル質屋貸借トカ、或ハ商法ニ規定シタル社債、各種ノ手形及商行爲、ソレカラ第三號ノ質屋營業者ガ同業組合ノ規定ニ依リテ質物ニ對スル貸出、是等ハ此法律ニ據ラズトモ一定ノ法律ガ出來テ居リマス、此高利貸取締法案ニ據ッテ取締ルベキモノデアリカラ除外致シタ

(山田武君演壇ニ登ル)

○山田武君(二十七番) 本員ハ此案ニ反對デアリマス、極簡短ニ其理由ヲ述ベヤウト思ヒマス、此高利ノ貸借ト云フ行爲ガ社會ヲ侵害スルヤ否ヤ、社會ガ刑罰權ヲ有ツヤ否ヤト云フムツカシイ問題ハ姑ク措キマシテ、是ハ免ニ角一ノ疑問デアアルト思ッテ居リマス、私ハ此高利貸取締法案ナルモノハ、提出者諸君ノ希望ヲ貫クコトガ出來ナイト云フ上カラ私ハ反對スルノデアリマス、此高利貸取締法案ト云フノハ、高利貸獎勵案若クハ助長案ト云フ名前ヲ附ケタ方ガ最も穩當デアルト思フノデゴザイマス、何故デアアルカト云フニ、高利ノ貸借ガ行レルト云フコトハ、何ノタメデアアルカト云フノニ、借入レル所ノ人ノ信用缺乏ノ結果デアアル、地所ヲ抵當ニスルコトカ、或ハ公債證書ヲ抵當ニスルコトカ云フヤウナ信用確實ナモノナレバ、普通ノ利息デ借リルコトガ出來ルノデ、斯ノ如キ擔保ノ確實ナルモノヲ以テ高利ヲ借ルト云フ類例ハ私ハ恐クハナイト思ヒマス、一方ニ高利ヲ貸スルモノハ、ハズル信用缺乏ノ者ニ貸スルデアリマス、萬一ナサレナイトキニハ損失ヲ受ケルコト云フノデ、危險料ヲ取ルノデアアル、甚ダ長クナイコトデアアルケレドモ、免ニ角一方ハ危險料ヲ取ルノデアアル、此高利ノ貸借ガ行レナイト致シマスレバ、借方ノ人ハ高利ヲ貸サヌコト云フ場合ニハ、安イ利息デ金ガ借入ラレカト云フト、是ハ信用ガ缺乏シテ居ルカラ、到底金ヲ借リルコトガ出來ヌデ、不自由スルト云フ場合ニナル、此高利ノ貸借ト云フモノハ、詰リ一方デハ

窮シテ居テ信用ガ缺乏シテ居ル、ツレ故ニ普通ノ利息デ金ヲ借りルコトガ出来ナイト云フタメニ、借り方カラ申出デ高利貸ヲ借りルト云フ結果ヲ見テ參ルハデアリマスカラ、此高利貸取締法案ガ法律ト爲テ現レタトキニハ、ドウ云フ結果ヲ見ルカト云フ以上ハ、矢張信用ガ缺乏シテ居テ金ノ必要ダト云フ者ガ此社會ニアルト云フ以上ハ、勢此年ノ暮ヲ過スコトガ出来ヌト云ヘバ、春ニ腹ハ代ヘラレヌカラ、高利貸モ何デモ借りナケレバナラヌ、ツレデ高利貸ノ方デハ是マデノ状態即チ信用ノ缺乏シタ者カラ危險料ヲ取ル、即チ高利ノ貸借ナルモノガ行レテ居ル、其上ニ此度ハ金ヲ貸シタ上ニ重キ處罰ヲ受ケナケレバナラヌト云ヘバ、一層此危險ノ度合ヲ増スノデアリマス、其危險料ト云フモノハ此貸借ノ關係ト云フモノヲ最モ秘密ニシテ、而シテ是マデノ危險料ヨリハ一步進ダ所ノ危險料ヲ取ラナケレバ、此高利ノ貸借ガ行ヘヌト云フコトニ相成テ參リマスカラ、私ハ此高利貸取締法案ハ取締法ニアラズシテ、是ハ獎勵案若クハ助長案ト云フノ名前ヲ附ケルノガ最モ適當デアルト思ヒマス、ツレカラ法律ヲ作ルト云フ上ノ目的カラ申シマシテモ、貸借ト云フヤウナ事實ニ立入リマシテ、之ヲ罪惡デアルトシテ刑罰ヲ設ケル、凡ソ其效ヲ奏スルデゴザイマセウガ、普通ノ人ガ見マシテ成ル程違ノ利息ヨリ高イト云フコトハ、德義上最クナイコトデゴザイマセウガ、是マデノ刑法等ニ規定シテゴザイマスルガ如ク、罪惡ヲ以テ世ノ中ノ人モ見ナリ、又高利貸者モ左様ナ考ヲ持ツデ居ラナイノデゴザイマスルカヲシテ、重キ刑罰ヲ科シタ所ガ、丁度舊幕時代ニ竊盜犯人ノ命ヲ絶ツタト同シヤウナ話デ、私ハ甚ダ效力ガナイト思フ、此法案ニハ高利貸者ハ罪惡トシテ之ヲ處罰スル方法ニナツテ居リマスケレドモ、若シ高利貸者ガ罪惡デアラナラバ、之ヲ借ル者モ罪惡デナカラヌベナラヌノデゴザイマス、是等モ甚ダ不公平ノ一ツデアルト思フ、ツレカラ提出者ハ此理由ノ中ニ外國二三ノ國ガ此高利貸取締法案ノ如キモノヲ實行シテ居ルト云フコトヲ標本トシテ述ベテゴザイマスケレドモ、其他數多ノ國ガ是等ノ法律ヲ設ケテナイト云フコトハ、又論理上高利貸取締法案ノ如キモノヲ斯ノ如キ法律ヲ實行スベキモノデナイト云フコトノ一ハ標本、即チ手本ニナルデアアル私ハ信ズルモノデアリマス、何レカラ見テ參リマシテモ私ハ穩當ナ法案デハナイ、又提出者諸君ノ希望ヲ充ス上ニ於テモ、到底希望ヲ充スコトガ出来ヌト考ヘマスカラ、斯ノ如キ案ハ速ニ否決スベキモノデアルト考ヘマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長〔片岡健吉君〕 岡野寛君

〔岡野寛君演壇ニ登ル〕

○岡野寛君〔二百番〕 諸君、本員ハ此高利貸取締法案ノ提出者ノ一人デゴザイマシテ、提出シタ當時ニ於テ詳細ニ述ベテ御開ニ入レマシタノデゴザイマシタ〔簡短々々〕ト呼フ者アリ 然ルニ委員會ニ於キマシテハ、吾々ノ提出致シタル所ノ精神ヲ採リマシテ、且ツ政府委員モ御出頭ニナツテカラニ能ク評議ノ上ニ、委員會ハ決定ヲ致サレタノデゴザイマス、其修正案ニ本員ハ贊成ヲ致ス者ニゴザイマス、デ初説明ノトキニ述ベマシタ外國ノ關係ノコトニ附キマシテハ、歐洲大陸ニ於テ獨逸、澳地利、匈牙利及佛蘭西ニ於テ高利貸ヲ取締ツテ居ルト云フコトハ、疑モナイ事實デゴザイマシタガ、英國、米國ノコ

トニ就イテ一言述べマセヌノデゴザイマシタ、而シテ英國米國ニ於テハ高利貸ト云フモノヲ管メテ居リマセヌ、答メナク答デゴザイマス、高利貸ハゴザイマセヌ、何ガ故ニ高利貸ガナイカト申シマスレバ、實業ガ發達シテ居テ仕事ヲスレバ何ヲシテモ金ニナル、我國ノ如キ仕事ヲスル、其仕事ヲスル仕事ガナイノデ金ニハナリマセヌ、ツレ故ニ高利貸ニ金ヲ求メテカラニサウシテ事業ニ投ゼントシテ投ゼントシテ倒レル人ガ多イノデゴザイマスカラ、國情ヲ異ニシテ居ルノデス、英國ノ如キニ隣キマシテハ最モ此貸借ノ上ニ高利貸ト云フモノハナイイノミナラズ、若シヤアルトシテ高利貸ノ取引ヲ爲シマシテモデス、裁判所ニ債權ヲ訴ヘテ、例ヘバ一萬圓ノ債權ヲ訴ヘテモ、五千圓ト或ハ一圓―五千圓デモ一圓アレバ債務ハ果シタモノト裁判所ハ見ル慣習法ナシカデゴザイマス、我國ノ如キ百圓足ラナクテモ證書ニ裏書ヲ附ケテ置イテ子孫カラ取ルト云フヤウナ國柄デナイ、ツレデアアルカラ債權者ハ訴ヘテモ思フヤウニ往カヌカラシテ、訴ヘルヨリハデス、實業家ヲ保護スル點ヲ以テ即チ債務者ノ方ニ這入ツテ其上ニ金ヲ貸シテ仕事ヲサセテ、元利大キクシテ取ルト云フ方ニナツテ居ルデス、甚ダ此點ハ美事デアラウト思フ、併シナガラ債務者ニ於キマシテモ、訴ヘラレテ半額以上アルカラ汝ハ處分ニ及バヌト裁判所カラ言渡シテ受ケルト云フノハ、非常ニ辛イコトデアアル、ツレガタメニ自分ハ信用ヲ失フテシマイマスルカラ、最早商賣スルコトガ出来ナクナルト云フノデ、ツレデ訴ヘテモ、サウ甘ク金ニハナラズ、一方ハ訴ヘラレテハ困ルト云フ所デ、道德ガ非常ニ行レテ居ルト云フ國柄デゴザイマスカラ、此一事ヲ諸君ガ御承知ニナリマスレバ、高利貸ノナイコトモ分ツテ居ル、アッテ見タ所ガ高利貸ガ我儘ニ其肉ヲ取テ食フト云フコトハ許サナイデアアル、又米國ノ現時ニ至リマシテハ米國ノ甚ダ粗大デゴザイマシテ、粗大ナガラモ實業ノ發達シテ居ルコトハ、ナカノ申述ベラデゴザイマシテ、粗大ナガラモデゴザイマス、ツレガ故ニ金錢ノ融通ハ甚ダ宜シイ、宜シイノデアアルカラ是モ高利貸借ル必要モナイノデス、偶ニ債權者ガ債務者ヲ督促スルニ當リマシテモ、債權者ノ方カラ催促スル、債務者ノ方デハ拂フコトハ出来カイトナリマスト、到底アナタニ對シテ借金ヲ拂フ譯ニハ往カナイ、私ノ簿記ヲ見テ下サイト云ウテ辯護士ヲ頼ンデ簿記ヲ各債務者ニ披露スル、披露スルト各債權者ノ各債權者ハ又辯護士ヲ頼ンデ交渉ヲシテ直ニ其財產ヲ調ベテ分配ヲスル裁判所ノ御手ハ一向借りナイ、斯ウ云フヤウナ慣習ニナツテ居ルノデゴザイマスカラ、米國ノ如キ英國ノ如キ所ノモノハ、決シテ採ルベキモノデハナイ、偶ニ英國米國ノ有様ヲ見テカラニ、日本ニテハ利息制限法採ト云フノガアッテ甚ダ不都合デアアル、是ガタメニ金ヲ貸ス方ノ人ガ競争シテ金ヲ借ル人ヲ見付ケルヤウナ有様ト云フコトガアルノデゴザイマス、餅ナガラ〔簡短々々〕ト呼フ者アリ 我國ニ於キマシテハ到底金貸ガ競争シテ金借ヲ見付ケテ歩ルト云フヤウナ譯デ、ツレガタメニ利息ガ安クナル、安クナレバ實業ガ起ツテ來ルト云フヤウナコトハ見ラレナイノデス、ツレ故ニ吾々ハ已ムヲ得ズデス、實ニ今日ノ此高利貸ト云フモノハ見ルニ忍ビナイノデス、一個人カラ申シマスレバ、高利貸ノ辯護士デモシテ居リマスレバ、甚ダ金ハ儲カル、金ハ儲カルケレドモ人ヲ殺シテ首ヲ捻ツテ取ルト云フ金ガ、何トアナタ取ラレルモノデヤアリマスマイ、斯ウ云フ譯デゴザイマス〔簡短々々〕ト呼フ者アリ 實際御披露致シマスレバ―然ルニ唯今ノ反對論者ハ信用ガナクテ、金ヲ借

ルニハ高利貸ヨリ外ニハナイト云フノガ甚ダ間違ッテ居ル、反對論者ハナカ
ナカ身代ノ宜イ人ト見エテ高利貸ノコトヲ知ラヌ人デアル、高利貸ガ信用ノ
ナイ者ニ金ヲ貸シマセウカ、高利貸ハ信用ノ厚薄ハ暫ク措キ信用ガアル、信用
ガアルナレドモ信用ガ薄イ、是マデアルケレドモ、信用ハ薄イ、是マデノ抵
當ハ此ハ人ニ貸シテモ宜イト云フコトヲ見抜イテ居ル、信用ガナイモノガ百圓
ノ證書ヲ書クカラ十圓現金ヲ出セト云ウテモ、彼等ハ出シヤシマセヌ、詰リ
斯ウナルノデス、金融機關ノ足ラヌ所デ、實業ノ發達ガ未ダ完全シナイ所
ノ罪ナリデゴザイマス、然ルニ高利貸ガ信用アル者ハ抵當ヲ出シテ安ク金ヲ
借り、成ル程抵當ガアレバ安ク借りラレマセウ、併ナガラ人間ハ財産上ノ
上ニノミ信用ガアルモノデヤナイ、其外ニ實地ノ經驗モ、正直モ、學術モ、技
能モ、御負ケニ身體ノ強壯デアルト云フモノ一ノ信用ニナッテ居ル、決シテ田
舎ノ田地田畑ガアルカラ、是ガ信用ダト云フ譯デハアリマス、今高利貸
ノ手ニ掛ッテ是マデ難澁シタ人、ノコトハ、是ハ云フニ及バナイ、私ハ元
ト説明致シマスルトキニデス、高利貸ヲシテ殆ンド一千万圓ノ身代ヲ殘シテ
居ル者ガアル、ツレカラ數百萬圓ノ身代ヲ殘シテ居ル者ガ幾ラモアルト云ウタ
ガ、高利ヲ借りテ困ッテ居ル人ハ言フヲ憚カルカラ、私ハ言ハナカッタガ今
日ハ其二三ノ人ヲ言フ、高利貸ニ飛ンダ目ニ逢ッテ居ルノハ華族デ、遠クハ
佐竹、三條家、竹越家、石川家、森家ノ如キ、近クハ徳川篤敬氏、醍醐格太郎氏ノ
如キモ今日刑ニ罹ッテ居ルノモ、皆此高利貸ガ原因シテ居ルノデス、即チ華
族ニ於テモ斯ノ如ク高利貸ノ害ヲ受ケテ居ル、又現ニ今日被告事件ノ起ッテ居
ル所デ以テ是ハ御參考ニ述ベマスガ、千葉縣ノ船橋町ノ千葉病院清川ト云フ
人ハ是ナリ、此人ハ三年前ニ千圓ノ金ヲ借りルニ千圓ノ證書ヲ公正證書デ書イ
テ、サウシテ割引デ八百圓取ッテ、其時ニ兩人ノ周施人ガアッテ此周施人ガ百
圓ツ、取ッテ、詰リ六百圓ノ金ヲ借りテ千圓ノ證書ヲ書イタ、其以來返スコト
ガ出来ナイカラ、債權者ノマニ、書イテヤッタ、ツレガ今日デハ僅ニ三年未
滿デ一万二千圓ノ證書ヲ彼ガ取ッテ居ル、其一万二千圓ノ證書ヲ執行ニ往ッ
テ、病院ノ器械ヲ殘ラズ捲上ゲタ、ツレガドウ云フコトデアッタカ、其事ガ
被告事件ニナッテ現ニ債權者ガ拘留ニナッテ居ル、其苗字ハ三上ト云フ人デ
アリマス、斯ウ云フコトガ目ノ前ニアルノハ危險トハ思ヒマセヌカ、華族ナ
リ何ナリ其人ガ馬鹿ナ人間デアアルカラ、其人限ト思ウテ居ルカ、諸君ハ煉瓦
造ノ家ニ這入ッテ居ルカラ火附ケハ怖クハナイカ、土藏家ノ内ニ居ルカラ己
ノ家ハ竊盜ガ来ナイトハ言ハレヌ、斯ノ如キモノデアアルカラ政治家ト爲ッテ
ハ、社會ノ安固ヲ圖ラナケレバナラヌ、今ニシテ此高利貸ニ對スル制裁ノ制
度ヲ置カケレバ、他日如何ナル變事ガ生ズルカモ知レナイ、諸君、試ニ思
ヒナサイ、歐米國ノ猶太人種ハ如何デゴザイマス、一國ヲ組織スル了簡モ何
モナク、金サヘ取レバツレデ宜イ、各國ヲ歩イテ人ノ金ヲ取ッテ居ルノハ彼等
ガ營業トシテ是等ノ人間ハ澤山其種類ガ来テ居リマセウ、橫濱ニ往ッテ見ル
ニ段鼻ノ人モ鼻曲リノ人居ル、諸君氣ヲ注ケネバナリマセヌ、此人ハガ日
本唯一ノ事業ハ高利貸ニ限ル、實業者ヨリ早イト云フノデ、年一割ノ金ヲ貸
スト云レルト、實業者モ追駭ケテ耳ヲ潰シテ掛ル人多イ、斯ノ如キ場合ニ
ナッタナラバ、帝國ハ如何致シマスルカ、實ニ杞憂ノ至デアリマス(笑聲起ル)
決シテ諸君ハ御笑デアリマセヌ、此問題ハナカノ社會ノ問題デス——大キ
ナ問題ナノデアリマス、僅ニ英米其他ノ諸國ニ於キマシテ高利貸ヲ制シナイ

ト云フ所ノ理由ヲ以テ、我國ニ引當テント云フコトハ、甚ダ是ハ無理ナ反對
デアリマシタカラ私ハ委員說ヲ贊成致シマス、諸君、ドウカ滿場一致ヲ以テ
(笑聲起ル)反對演說ヲ爲シタル方ヲ除クノ外、滿場一致ヲ以テ通過センコト
ヲ望ミ、併テ議會省略ヲ以テ決定アランコトヲ望ミマス
○議長(片岡健吉君) 討論終結ノ勸議ガ出マシタガ、定規ノ贊成ガアリマス
カ
○議長(片岡健吉君) 呼フ者アリ
○議長(片岡健吉君) 定規ノ贊成ガアルト認メマス、討論終結ニ附イテ御異
議ハアリマセヌカ
○議長(片岡健吉君) 呼フ者アリ
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、討論終結ニ致シマス——採決致シ
マス、本案ノ第二次會ヲ開クヤ否ヤニ附イテ採決致シマス——第二次會ヲ開
カウト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
起立者 少數
○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、本案ハ第二次會ヲ開カザルコトニ決
シマス——次ハ議事日程第十二、商法中署名スベキ場合ニ關スル法律案、第
一讀會ノ續、委員長ノ報告

第十二 商法中署名スベキ場合ニ關スル 第一讀會ノ續(委員長)

○木村格之助君演壇ニ登ル

○木村格之助君(百七十三番) 諸君、商法中署名スベキ場合ニ關スル法律案
ノ委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、本案ハ兩度委員會ヲ開キマシタ所、政府ハ
是ニ反對致サレマシタ、其反對スル理由ヨリ申上ゲマシタ、是ヲ可決シタコ
トヲ申上ゲル考デアリマス、政府ノ反對ハ要スルニ二箇ノ反對デアリマス、第
一ハ印判ト云フモノハ盜用セラル、ト云フ恐ガアルト云フコト、第二ハ印
判ト云フモノハ旅行先ニ忘レテ往ッテ遂ニ捺クコトノ出来ナイト云フ場合ガ
アル、歸スル所此二箇ノ反對ノ理由ニ過ギナイデアリマス、ツレニ附加ヘ
マシテ政府ガ心配セラレルノハ、自筆ノ鑑定ト云フモノハ誠ニ容易イモノデ
アルケレドモ、印判ノ鑑定ト云フモノハ自筆ノ鑑定ヨリモ餘程困難デアアルト
云フコトハ、裁判所デ開イタト云フコトヲ附加ヘラレマシタ、ツレデ委員會
ニ於テハ審議ノ末ニ日本古來ヨリ習慣ニ背イテ居ル、現ニ商法ヲ施行セラレ
ムルト云フコトハ日本古來ヨリ習慣ニ背イテ居ル、現ニ商法ヲ施行セラレ
マシタ後モ各會社ナドガ取引ヲ致シマスルニモ、自署シタ上ニ尙本印判ヲ捺
サヌケレバ取引先ハ信用ガナイト云フノガ實際ノ有様デアアル、如何ニ日本國
民ガ印判ニ信用ヲ措イテ居ルカト云フコトハ、此點ヲ以テモ自ラ證スルニ足
ルト云フ理由ガ一ツト、又日本ノ今日ノ有様ヨリ觀察ヲ下シマスルト、マダ
日本ノ人民中ニハ文字ノ書ケナイト云フ人多イ、少ナイト云フコトハ出来ナ
イ、現ニ過グル縣會議員ノ選舉ニモ平均致シマスルト、二割位ノ自書スルコト
ガ出来ナイト云フ人ガアッタト云フ事實デアアル、サウ致シマスルト書面ヲ作ッ
タガタメニ、自書スルコトノ出来ナイ人ハ數萬ノ金ヲ持ッテ居ッテモ、取引ス
ルコトガ出来ナイト云フ結果ニナルノデ甚ダ穩當デナイ、故ニ商法ニ規定セ

ラレタ自書ト云フコトハ必要ナコトデアルカラ、是ハ其儘ニ存シテ置イテ、舊
來ノ慣例ニ倣ウテ若シ自書スルコトノ能ハザル場合ニハ、記名捺印ヲ以テ是
ニ代フルト云フ案デアルカラ、商法モ傷ケズ、日本國民ガ古來ヨリノ慣例モ
破ラレズシテ、兩ツナガラ完全ナモノデアラウト云フ理由ガ一ツト、此印判
ヲ旅行先ヘ忘レテ往ツタト云フコトハ成ル程アル事實デアリマセウケレド
モ、是ハ少イコトデアル、若シ忘レテ往ツタ時分ニハ、矢張商法ニアリマス
自書ト云フコトガ其儘存シテアルカラ少モ憂フルニ及バヌ、若シ印判ヲ忘レ
テ往ツタナラバ、旅行先キニ於テ自書スルガ宜シイト云フ理由ガ一ツトニ依
リマシテ、委員會ハ全會一致ヲ以テ原案ノ儘可決致シタノデアリマス、然ル
ニ政府委員ノ云ハル、コトニハ——委員會ノ質問ニ對シテアリマシタガ、
目下日本國ノ有様ニ依ツテ見ルト此自書スルコト云フコトハ不自由ナルコト
ハ、認メルト云フコトヲ問ニ答ヘテ、不自由ト云フコトハ認メルト明言シ
ナガラ、矢張り自書ト云フコトハ確實ナモノデアルト云フコトヲ反對サレマ
シタ、併シ委員會ハ是等ノ反對ニハ少モ構ハズシテ、全會一致ヲ以テ本案ヲ
通過シタノデアリマスカラ、直チニ二讀會ヲ開イテ確定セラレンコトヲ希望
致シマス

〔贊成々々〕ノ聲起ル又「反對々々」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ第二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ採決致シマス

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 本案ハ第二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、第二讀會ヲ開クコトニ致シマス

○木村格之輔君(百七十三番) 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ希望シマス

〔贊成々々〕ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 直チニ二讀會ヲ開クコトニ御異議ガナケレバ、直チニ
二讀會ヲ開クコトニ致シマス

商法中署名スヘキ場合ニ關スル法律案 第二讀會

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、本案ノ通過決シマス

〔直チニ確定議〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 直チニ二讀會ヲ開クコトニ附イテ御異議ガナケレバ、
直チニ三讀會ヲ開クコトニ致シマス

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

商法中署名スヘキ場合ニ關スル法律案 第三讀會

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ本案ハ確定ト認メマス

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 次ニ議事日程第十三、幼者喫煙禁止法案、第一讀會ノ
續、委員長ノ報告、内田雄藏君

第十三 幼者喫煙禁止法案 根本正君

〔内田雄藏君演壇ニ登ル〕

○内田雄藏君(四十二番) 私ハ幼者喫煙禁止法案ノ委員會ノ結果ヲ報道致シ

マス、委員會ニ於キマシテハ段々修正ヲ致シマシタ、第一番ニ幼者喫煙禁止
法案トアルノヲ未成年者喫煙禁止法案ト、斯ウ改メ、第一條ニ「十八歳未滿
ノ幼者」トゴザイマス、第二條ニ「未成年者ハ」ト斯ウ、第二條ハ原案ノ通、第三條「未
成年者ニ對シテ親權ヲ行フ者」ト原案ヲ更ヘマシタ、其先キニ「親權ヲ行フ
者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者」又前項ニ依リテ處斷ス」ト加ヘマシタ、第四
條ニ「未成年者ニ」——「第一條ノ幼者」トゴザイマス、拾圓以下ノ罰金ニ處
ス」右ノ通修正致シマシテ、全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、此法案ハ至極
時勢ニ適シタモノト考ヘマスデ、讀會ヲ省略セラレマシテ直チニ御可決アラ
シコトヲ……

○永井嘉六郎君(七十二番) 少シ委員長ニ質問致シマス、原案デ「十八歳未
滿」トアルノヲ「未成年者」ト致シタノハ、ドウ云フ理由デアルカ、一應伺ヒ
タイ

○内田雄藏君(四十二番) ツレハ成ルベク十八歳ヨリハ、マ少デモナニガ宜
シウゴザイマス、積デ、年ヲ取ツタ方ガ宜シイト思ヒマシタカラ……

○出水彌太郎君(百五番) 此案ハ至極良案デゴザイマシテ、讀會ヲ省略ノ委員
長ノ報告ニ大賛成デゴザイマス、讀會ヲ省略ヲ以テ直チニ確定セラレンコトヲ
望ミマス

〔贊成々々〕ノ聲起ル「決々」ト呼フ者アリ

○市島謙吉君(百八番) 私ハ政府委員ニチヨット伺ヒタイ、私ハ大體ニ於テ
贊成ヲ表スル者デアリマスガ、唯實際ニ斯様ナコトガ行ヒ得ルヤ否ヤニ附イ
テ伺ヒタイ、未成年者ト申シマシタ所デ、學校ニデモ這入ツテ居ッテ制服
ヲ著ケテ居ル者ノ如キハ、直チニ判別ガ附キマセウト思ヒマスケレドモ、其
他ノ者ニ至ツテハ未成年者デアルカ否ヤト云フコトノ判別ガ頗ル困難デアラ
ウト思ヒマス、其困難ガアルガタメニ隨分此制裁ヲ行ヒマス場合ニ於テハ種
種ナ障害ガ起リハシナイカト考ヘマス、ツレハ實行ガ出來マスカ否ヤヲ伺ヒ
マス

〔政府委員内務省參事官法學博士一木喜德郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(一木喜德郎君) 本案ニ就キマシテ政府ノ意見ヲ申上ゲマス、本
案ヲ見マシタ所デハ詰リ年齡二十歳ト云フコトデアリマスガ、是ハ唯今モ御
説ノアリマシタ通、確ニ二十歳デアルヤ否ヤト云フコトハ、餘程認メ難イデ
アリマスガ、併シ此法案ガ出來マスレバ、其實行ハ當該行政官ノ認定ヲ致ス
ヨリ致方ガナイト考ヘマス、ツレデ當該行政官ノ認定ニ依ツテ致シマスレバ、
別ニ實行ノ上ニ出來ナイコトハアリマセヌ

〔確定々々〕ト呼フ者アリ又「決々」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 讀會ヲ省略ノ動議ガ出テ居リマスガ、是ハ三分ノ二以上
ノ同意者ガナイト成立致シマセヌ

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) ツレデハ讀會ヲ省略シテ、直チニ確定議ニシヤウト云
フ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 三分ノ二以上アルト認メマス、讀會ハ省略シタルモノ
ト認メマス

幼者喫煙禁止法案

確定議

○議長(片岡健吉君) 委員會、修正通御異議ハアリマセヌカ
(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會、修正通確定致シマス、議事日程ノ第十四、民法施行法中改正法律案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、土居平左衛門君

第十四 民法施行法中改正法律案(土居平左衛門君 第一讀會)

民法施行法中改正法律案

第四十七條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

民法施行法前ニ於テ永久存續ノ意思ヲ以テ設定シタル永小作權ハ民法施行ノ日ヨリ五十年ヲ經タル後所有者ハ相當ノ償金ヲ拂ヒテ之ヲ消除スルコトヲ得若シ所有者ニ於テ消除ノ意思ナキコトヲ表示シ又ハ永小作權者ヨリ催告ヲ受ケ一年以内ニ消除ヲ爲ササルトキハ永小作權者ニ於テ相當ノ償金ヲ拂ヒテ所有權ヲ取得スルコトヲ得

○西原清東君(二百五十一番) 議長
(片岡健吉君) 西原清東君

(西原清東君演壇ニ登ル)

○西原清東君(二百五十一番) 諸君、本員共ハ民法施行法中改正法律案ヲ提出致シマシテ、諸君ノ御賛成ヲ願ヒタイノデゴザイマスカラ、簡短ニ提出ノ趣意、本案ノ理由ニ附キマシテ一言致サウト思ヒマス、諸君ノ御承知ノ通民法施行法ノ四十七條ノ第二項ニ「民法施行前ニ期間ヲ定メスシテ設定シタル永小作權ハ習慣ニ依リテ五十年ヨリ短キ時ヲ除ク外五十年トス」ト書イテアリマシテ、從前ヨリ成立致シテ居リマス所ノ永小作權即チ永代無期限ニ成立致シテ居リマス農民ノ財產權ヲ此民法施行法ヲ以テ五十年ニ限リマシテ、五十年以後ハ全ク償金ヲシテ消滅ニ歸スルデアリマシテ、一方ノ其永小作人ハ大切ナル財產ヲ失ヒ、一方ノ所有者ハ不當ノ利得ヲ占ムル結果ニ相成ルデゴザリマス、然ルニ此民法施行法ノ原則ハ第一條ニアリマス通、民法施行前ニ生ジタル事項ニ附イテハ、此施行法ニ特別ノ規定アルモノヲ除ク外、民法ヲ適用シナイト云フコトデアリマス、而シテ土地ノ制度ニ附イテハ舊來ヨリ將來ニ及ブ簡條デアルカラ、即チ四十七條ノ如キ規定ヲ設ケテ舊來ノモノニモ適用ヲ致シテ、舊來ノモノデモ五十年限デ消滅ヲサスルト云フノ趣意デアラウカト考ヘマスルガ、提出者即チ本員共ノ考ニテハ、既ニ國民ノ財產權ト相成ッテ居ルモノヲ、法律ヲ立テ、期限ヲ定メテ消滅ニ歸セシムルト云フガ如キ、殘酷ノコトハアルベカラザルモノト信ジマス、而シテ我國ノ從前ノ永小作ナルモノハ、地方ニ依リマシテ種々ニ模様ガ異ナルデゴザリマセウケレドモ、私共ノ調ベタ所ニ據リマスルト、或ル地方ノ如キハ行政官廳ニ於キマシテモ公然其永小作權ヲ認メテ、ソレヘ其他公課ヲ取立テマスルニ名寄帳ト申ス租稅ヲ取立テ帳簿ニ、作人ノ名前ヲ擧ゲマシテ、作人ヨリ直接ニ取立テ、居リマス、又從前登記法ガ不完全デ永小作權ノ登記ト云フモノ、ナイ時代ニ於キマシテモ、所有者ガ如何ニ轉讓スルニ拘リマセズ小作人ノ其

作株タル權利ハ、飽クマデモ裁判所ニ於キマシテ是認セラレテ、所有者ガ何人變リマシテモ此消滅ニ歸スルコトハナイデゴザイマス、故ニ裁判所ニ於キマシテモ公ケニ其財產權デアルト云フコトヲ認メテ居リマス、斯様ニ一般ガ認メテ殊ニ此兵庫縣杯ノ習慣ヲ調ベテ見マスルト、書入質ニ致ス從來ノ村役場ニ於テ公證ヲ致シ時代ニハ、公然其公證ヲ爲シテ賣買致シテ居ル、即チ賣買交換ノ目的物ヲ爲リ或ハ家資分散等ノトキニ財產ヲ公賣スルト云フトキニハ、其永小作權ハ公賣ノ目的物ト爲ル如ク、既ニ一個人ノ財產權デアリマシテ、祖先ヨリ子孫ニ傳ヘベキ所ノ細民ノ貴重ナル財產デアリマス、現ニ近頃ニ至リマスルマデ此民法施行法ガ出來マスル頃マデ、高知縣杯ニテハ地主ガ都合ヲ以チマシテ永小作權ヲ賣テ、即チ契約ヲ以テ永小作權ヲ賣テ設定ヲスル、又ハ己ガ永小作權ヲ自分ニ保持シテ所有權ヲ賣テ、永小作權ノ設定ヲスルト云フヤウナコトガ一般ニ行レテ居ッタ次第デゴザイマス、而シテ又ズット前ニ遡リマシテ地租改正ノトキ杯ニ、此永小作權ト云フモノハ幾許土地ノ時價ヲ定メルニ關係ガアルカラ、如何ニスベキガト云フノ地方官ヨリ内務大藏兩卿ニ伺出デマシタトキニ、分界ノ附ク限ハ精々分界ヲセヨ、分界ノ附カザル限ハ習慣ノ儘ニセヨト云フノ諭達ニナリマシテ、到底大勢ノ小作權デアリマシテ處置ガ附カヌモノデゴザリマスルカラ、地方官廳ニ於キマシテモ永小作權ハ其儘ニ致シテ時價ノ決定ヲ致シタ次第デゴザリマス斯様ニ致シマシテ今日ニ至リマスルマデ、其永小作權ヲ持ッテ居ル者ハ所有權ト同様ニ大切ナル財產權ト思ウテ之ヲ持ッテ居ルデゴザリマス、又政府即チ地方官廳ニ於テモ行政官廳ニ於テモ是ガ財產デアルト云フコトヲ公ケニ認メテ居ルデゴザイマス、然ルヲ斯ノ如クニ五十年間ト云フ期限ガ來タラバ、自然ニ無代償デ消滅ニ歸スルト云フコトハ、今日ノ文明ノ時代ニ於テ、アルベカラザル簡條デアルト信ジマス、是ガ公益ノタメニ妨ゲラル、ト爲レバ政府カラ金ヲ出シテ還ス氣ナレバ宜シイ、然ルニ人ノ財產ヲ法律ヲ立テ、自然ニ消滅ニ歸セシムルガ如キコトハ、到底道理ノ許サザルコト、信ジマス、故ニ本員共茲ニ此案ヲ提出セザルヲ得ヌニ至タデゴザイマスルガ、本員共ノ案ハ四十七條ノ終リニ一項ヲ加ヘマシテ、此殘酷ナル法ノ缺點ヲ補フト云フノコトデアリマス、而シテ法案ノ精神ニハ二點アリマス、第一ニ任意的即チ永小作人ハ相當ノ償金ヲ拂ッテ所有權ヲ永小作人ニ收得スルコトヲ得ル、又一方カラハ所有者ハ相當ノ償金ヲ拂ッテ永小作權ヲ消滅セシムルコトヲ得ル、即チ得ルト云フノ任意的デアリマス、必シモ五十年ニナッタラバドチラカノ一方ガ、ドウカシナケレバナラスト絶對的ニ規定スルノ必要ハナイ考ヘル、又今申シマシタ通相當ノ償金ヲ拂フト云フ即チ有償ノ方法デアリマス、人ノ財產デアル故ニ無代償デ消滅スルト云フコトハ到底出來ナイカラ、相當ノ償金ヲスル、此相當トアリマス以上ハ、其金額ニ附イテ爭ガアレバ、之ヲ決スル役所ガアル、又永久存續ノ意思ヲ以テ設定シタルト云フノガ、此特ニ第一項ヲ加ヘルノ必要デアリマシテ、此地所ガ永久存續ノ意思デアリシカ否カト云フコトガ、當事者ノ間ニ爭ガアレバ勿論ソレヲ決スル役所ガアル、法律ハ特ニ永久存續ノ所謂永代ノ權利トシテ設定セラレテアルモノナレバ、五十年ノ後ニハ此新ニ加フル所ノ方法ニ依ッテ、或ハ永小作權ヲ消除セシメ、或ハ永小作權ノ所有權ヲ取得セシメ、即チ何レカノ一方ニ歸屬スルコトヲ得ルト云フノ規定ニ改正シタイト云フノデゴザイマス、勿論此案ハ私共ノ不調法ノ考ヨリ出デ居リ

マスカラ、諸君ノ御研究ニ依リマシテ、十分ニ御攻究ノ上デ成ルベク害ノ生
シナイヤウニ御訂正ヲ願ヒタイ次第ゴザイマス、希クハ大體ニ於キマシテ
御賛同ヲ與ヘラレシコトヲ希望致シマス

(賛成々々ノ聲起ル)

(政府委員東京帝國大學法科大學教授法學博士梅謙次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(梅謙次郎君) 唯今ノ説明ニナリマシタ所ノ法案ニ對シマシテ、
政府ノ意向ヲ申上ゲヤウト考ヘマス、政府ハ此案ニ對シマシテハ絕對ニ反對
スルモノデハアリマセヌ唯、唯今提出ニナツテ居ル儘デハ種々不都合アラウ
ト考ヘマスカラ、若シ委員ヲ設ケテラレマシタラバ、十分ニ御攻究アツテ、
其缺點ヲ補ハレサヘ致シマスレバ、政府ハ同意ヲ致スノデアリマス、併シナ
ガラ唯今提出者ハ民法施行法ニ於テ餘程亂暴ナコトヲ極メタ、殘酷ノコトヲ
極メタト云フヤウニ申サレマシテゴザイマスガ、ソレハ一言辯シテ置カネバ
ナリマセヌ、勿論政府ニ於テ民法施行法ヲ起草致ス際ニ、高知縣兵庫縣等ニ
於テ純然タル永久小作權ノ存シテ居ルコト、竝ニ是ニ關スル慣習ノ大體ハ取
調ベタルデアアル、サリナガラ今日ノ時勢土地制度ト致シテ所有權ノ傍ニ是ト
類似シタル永久小作權ヲ認ムルコトハ、公益上到底出來ナイ、其事ハ提出者
ノ理由中ニモ幾分か認メタルヤウデアリマスガ、ウコデ政府デハ種々攻究
ヲ致シマシテ、五十年ト云ヘバ隨分永イ間デアラ故ニ、今日以後尙ホ五十年
間永久小作人ガ其權利ヲ保持シテ居ッタラバ、其後ニ至ツテ消滅スルコトシテ
モ甚シイ損害ハ與ヘナイト云フ見込デアッタ、唯今ノ提出者ハ法律ヲ以テ他
人ノ權利ヲ奪フト云フハ、事理ニ於テアルベカラザルト云フ仰セデアリマシ
タガ、奪フト云フト語弊ガアルガ、公益ノ必要上カラ一個人ノ得テ居ル權利
ヲ、或ル場合ニ於テハ消滅セシムル必要ガアルト云フコトハ、是ハ免レヌコ
トデアアル、殊ニ新ニ法律ヲ布ク際ニハ、多少其法律ヲ既往ノ權利ニ適用シナ
ケレバ、永ク其法律ガ行レヌコトニナル、ソレ故ニ民法施行法ナルモノヲ設定
シテ、其中ニハ從來ノ取得權ニ制限ヲ加ヘルコトモアル、例ヘバ從來ハ時効採
ト云フモノガアリマセヌカラ、苟モ權利ノ保障ガ出來レバ數十年間所有シテ
居ル權利ヲ法廷ニ主張スルコトガ出來タノデアアル、併シナガラ民法施行法ニ
於テハ將來一定ノ期間ヲ經過スレバ、是等ノ權利ハ消滅スルコトニナツタ
(分ツテ居ル)ト呼フ者アリ)從來物權トシテ慣習上認テアツタモノヲモ、法
律ヲ認メナイモノハ民法施行ノ日カラ認メヌト云フコトニナル、是モ既得權
ヲ認メヌト云フ一ツノ例デアリマス、斯ノ如クセザレバ到底新ニ法律ヲ施行
スル上ニ障害アルガタデアリマス(簡短々々)後トハ委員會ニシタマヘ
ト呼フ者アリ)併シナガラ此法案ニ依リマシテ、若シ永久小作權ガ存スルコト
フコトデアリシレバ、穩當ナル方法ヲ以テ成ルベク當事者ニ損害ヲ加ヘナイヤ
ウナコトガ出來レバ、此上モナイコトデアリマスカラ、ソレデ反對ハ致サヌ、
ドウカ是ハ委員會ヲ設ケテ十分御研究ニナランコトヲ希望シマス
○松岡長康君(二百八十四番) 私人ハ政府委員ニ向ツテ質問致シタイコトガア
リマス、此法案ニ於キマシテハ、是ハ餘程重大ナ事件デアラウト私ハ考ヘ
マスガ、此民法ノコトニ附キマシテ此事ノタメニ大キニ所有權ヲ侵害サレ
ヤウナコトニナツテ居リマスガ、私ノ御尋シタイノハ、此永久小作權ナルモノハ、
舊藩以來カラ幾種ニ分ツテ成立ツテ居ルモノデアアルカ、御承知モアリマセウ

ガ、舊藩ノコトニ附イテハ、其藩主ガ農民ヲ獎勵シテサウシテ此入費ヲ入レ
テ成立ツテ居ル所ノ即チ地所モアリ、或ハ地所ノ中ニモ農民カラ願出テ幾多
ノ金ヲ其地ニ抛ツテ、之ニ土著シ或ハ開墾ヲ爲シテ始テ今日ノ永久小作權ト云
フモノガアル所ノ種類モアル、ソレデ此五十年ノ期ヲ過ルヤ否ヤ、即チ此特
權ヲシテ其權利ヲ拋棄セシムト云フニ至ツテハ、決シテ私ハアルマジキコト
デアルト思ヒマスガ、其性質ハ幾種ニ分ツテ居リマスカ、政府委員ノ御答ヲ
得タイ

○政府委員(梅謙次郎君) 唯今種類ノ數ヲ記憶致シマセヌガ、唯今御説明ニ
ナツタヤウナモノモアリ、或ハ十年若クハ二十年ヲ消滅スルガ慣習ノ處モア
ル、ソレガ永久小作權ト稱シテ居ルト云フノモアル、ウコデ其中間ヲ
取ツテ五十年ト立テタノデアリマス

○恆松隆慶君(百四十二番) 此民法ノ改正案ハ、質問採ヲ致シマスレバ澤山
アリマスガ、此際質問ハ略シテ總テ委員會ニ譲ルトシテ、ドウカ議長ノ指名
デ九名ノ委員ト云フコトニ致シタイ

(賛成々々ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 今恆松隆慶君ヨリ九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルト
云フコトノ動議ガ出マシタガ、ソレニ御異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通ニ致シマス、次ハ議事日程ノ第
十五、營業稅法中改正法律案、第一讀會、木村誓太郎君

第十五 營業稅法中改正法律案(木村誓太郎外二名 第一讀會)

營業稅法中改正法律案

第二十一條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

私設鐵道會社ニシテ其ノ線路中區域ヲ限リ運送業ヲ開始スルトキハ其ノ
營業區域毎ニ前項ヲ適用スルコトヲ得

○恆松隆慶君(百四十二番) 是ハ直チニ委員會ニ付託セラレシコトヲ……

(賛成々々ト呼フ者アリ)

(木村誓太郎君演壇ニ登ル)

(此時簡短ト呼フ者アリ)

○木村誓太郎君(百三十九番) 登壇前ヨリ簡短ト云フ聲モアリマスルレ、是
ハ既ニ此通ナ改正案ノ特別委員ガ出來テ居リマスルデ、加藤六藏君外十四名
ヨリ提出ノ議案ノ特別委員ニ付サレテ十分御審議アラシコトヲ希望致シマス

(賛成ト呼フ者アリ)

○恆松隆慶君(百四十三番) 私人ハ此場合緊急動議ヲ一ツ出シマス、是カラ後
ノ日程……

○議長(片岡健吉君) 恆松君、マダ是ガ濟ミマセヌ、木村誓太郎君、此前ノ
委員ハモウ既ニ委員會ガ結了シテ報告ガ出テ居リマス

(マダト呼フ者アリ)

○加藤六藏君(二百八十七番) 私人ハ營業稅改正案ノ委員デアリマスルガ、漸
ク一回開キマシタケデゴザイマス、マダ議論ハ討ハセマセヌカラ……

○議長(片岡健吉君) 唯今報告ガ出タト申シタノハ間違デアリマシタ、今本

村警太郎君ノ動議ノ通本案ハ、前ノ營業稅法中改正案ノ委員ニ付託スルコトニシテ御異議アリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス

○板松隆慶君(百四十二番) 私ハ此場合緊急ヲ出シマスガ、是ヨリ後ノ日程デゴザイマス、十六ヨリ二十一マデハ總テ議長ノ委員ノ指名デゴザイマス、説明ハ略シマス、尤モ其中デ十九、二十ハ高等學校ニ關スル重要問題ハ、是ダケハ一括シテ同一ノ委員ニ託スル、其他ハ議案毎ニ九名ノ委員

(贊成ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 今板松隆慶君ノ動議ノ通、日程第十六第十七第十八第二十一ハ各、九名ノ委員ヲ議長ガ指名シ、第十九第二十ハ一括シテ同一ノ委員ニ付託スルコト、シ、是モ九名ノ委員ヲ議長ガ指名スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス

○星亨君(九十一番) 休憩ヲ致シテ委員ヲ選ンデ、共ニ選舉法其他御報告ニナルヤウニ願ヒタイモノデス

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 先日決議ニナリマシタ久米民之助君カラ提出サレタル動議ニ關スル委員ノ選舉デアリマス、茲デ暫時休憩致シマスカラ、各部ニ於テ其委員ヲ選舉セラレテ、議長ニ報告アラシメテ望ミマス、サウシテ再ビ茲ニ會議ヲ開キマシテ其委員、議長ノ指名致シマスル委員ノ御報告ヲスルコトニ致シマス、暫時休憩致シマス

午後四時五分休憩

午後四時三十七分開會

○議長(片岡健吉君) 休憩前ニ引續イテ會議ヲ開キマス

○門馬尚經君(二百六十八番) 議長

○議長(片岡健吉君) 門馬尚經君、何ノ發議デスカ

○門馬尚經君(二百六十八番) 私ハ御報告前ニ此九部ノ選舉ノコトニ附イテ、一應申上ゲテ議長ノ御注意ヲ願ヒタイコトガアル、是ガナゼト云フコトニナリマシタ、此抽籤ハ誰ガスルカト云フト私ノ考デハ當然部長ガ籤ヲ出サ

ナクテハナラヌ、然ルニ部長デナイ人ガ籤ヲ出ス、ソレデ私即チ本員ト大矢四郎兵衛君ガ苦情ヲ申シテ部長ガ出サナケルバナラヌ、併ナガラ其事ガ行

レズシテトウ、抽籤ニナリマシタ、若シ議長ガ誰ニ籤ヲ出スコトヲ命ズルト云フデ、委託スルト云フデ宣告シタナラバ宜シイガ、此宣告モナクシテ

(無用々々ト呼フ者アリ) 唯部長以外ノ人ガ籤ヲ出ス、御負ニ大矢四郎兵衛君ト私トガ籤ヲ申シタニモ拘ラズ、其儘ニヤラレルト云フノハ、實ニ私ハ決

シテ九部ノ部長ニ於テハ不當ナコトガアルマイトハ信ズル、ケレドモ若シ不

當ナ事ヲヤラウト思ヘバ、ヤルコトモ出來ルト思ヒマスカラ、以後部長タル者

ハ斯ル場合ニハ籤ヲ出サレ、又自分ガ故アテ籤ヲ出サヌケレバ、理事ニ託シ

テ出サセルト云フコトヲシタナラバ、入ノ疑ヲ招ク、即チ此部員ノ疑ヲ招ク

コトハアルマイ、願クハ議場ハ尙更ノコト、部ニ於テモ出來ルダケ公平ニシ

タイト思ヒマスルカラ、議長ニ精々御注意ヲ願ヒマス、私ハ將來ノタメニ御注意ヲ願フテ置キタイ

○西村淳藏君(二百七十八番) 議長……

(無用々々ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 二百七十八番

○西村淳藏君(二百七十八番) 私ハ發言權ヲ得マシタ、唯今ノ事ハ事實全ク相違致シテ居リマス、即チ黨派ノ關係ガアル故ニ、宜シク書記ヲシテ扱ハシメテ與レト云フ希望ガアツタ、ソレ故ニ然ラバト云フノデ部長ヨリ書記ニ命ジテヤツタノデ、決シテ負ケタカラ愚圖々々云フヤウナコトハゴザイマセヌ、又決シテ斯ル不公平ナルコトヲスル部長ナリ理事ナリデハゴザイマセヌカラ、斯様ナコトハ疑義ノナイヤウニ願ヒマス

(門馬尚經君) 其時ハ宣告ヲシナクツテハ往カヌト呼フ

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

久米民之助君ノ提出シタル動議ニ關スル委員左ノ通當選セラレタリ

山本 幸彦 伊藤 德三 原田 赴城
和泉 邦彦 鯨島 相政 島田 三郎
永江 純一 利光 鶴松 高梨 哲四郎

特別委員左ノ通指名セリ

衆議院議員選舉法改正法律案

坂東 勘五郎君 深尾 龍三君 内藤 正藏君
朝倉 親爲君 田口 卯吉君 江藤 新作君
星 松三郎君 工藤 行幹君 武市 彰一君
加藤 政之助君 重藤 謙次郎君 市島 謙吉君
高木 正年君 丸山 嵯峨一郎君 金岡 又左衛門君
岡本 松太郎君 石田 貫之助君 森 東一郎君
利光 鶴松君 西谷 金藏君 富永 隼太君
山口 熊野君 佐藤 里治君 佐藤 通代君
龍野 周一郎君 鈴木 萬次郎君 岡田 龍松君
飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル法律案 長坂 重孝君 齋藤 安雄君
國重 政亮君 秋山 源兵衛君 德差 藤兵衛君
府縣都市町村其ノ他ノ公共團體ノ所有地免租ニ關スル法律案 赤土 亮君
中村 榮助君 井上 彦左衛門君 石井 鼎君
橋本 久太郎君 布施 甚七君
大塚 常次郎君
民法施行法中改正法律案 早川 龍介君 鯨島 相政君
早川 龍介君 島山 雄三君 永田 佐次郎君
平岡 万次郎君 川口 善之助君 三田 村三郎君
山本 幸彦君 千田 軍之助君 後藤 文一郎君
國事犯罪者家祿賞典祿處分法案 小田 貫一君
關 信之介君

明治三十二年十二月二十日

議事日程第十六乃至第二十一ノ件

議事日程第十六乃至第二十一ノ件

議事日程第十六乃至第二十一ノ件

議事日程第十六乃至第二十一ノ件

議事日程第十六乃至第二十一ノ件

議事日程第十六乃至第二十一ノ件

議事日程第十六乃至第二十一ノ件

議事日程第十六乃至第二十一ノ件

議事日程第十六乃至第二十一ノ件

議事日程第十六乃至第二十一ノ件

議事日程第十六乃至第二十一ノ件

議事日程第十六乃至第二十一ノ件

議事日程第十六乃至第二十一ノ件

議事日程第十六乃至第二十一ノ件

議事日程第十六乃至第二十一ノ件

議事日程第十六乃至第二十一ノ件

議事日程第十六乃至第二十一ノ件

議事日程第十六乃至第二十一ノ件

議事日程第十六乃至第二十一ノ件

議事日程第十六乃至第二十一ノ件

議事日程第十六乃至第二十一ノ件

佐藤 清君 田中正造君 今村千代太君
武弘 宜路君 佐久間國三郎君 林 元 俊君
德育制度調査會設置ノ建議案

野尻 岩次郎君 串本 康三君 門脇 重雄君
山口 定省君 清水 清十郎君 小栗 貞雄君
安部井 磐根君 本間 直君 小崎 義明君
外國商工業練習並視察ニ關スル建議案

早川 龍介君 井上角五郎君 片岡久一郎君
吉岡 直一君 宮原 幸三郎君 大村和吉郎君
伊藤 直純君 西川 宇吉郎君 大三輪長兵衛君
高等學校設置ニ關スル建議案外一案

永井 嘉六郎君 飯島 正治君 安藤 龜太郎君
川口 善之助君 加藤 六藏君 中村 彌六君
松島 廉作君 高岡 忠郷君 久米 民之助君
蠶絲業調査所設置ニ關スル建議案

金井 貢君 渡邊 猶人君 脇坂 行三君
中島 祐八君 降旗 元太郎君 菅野善右衛門君
佐伯 誠一郎君 井上 信八君 名須川 良平君
議長(片岡健吉君) 今各部ニ於テ選舉セラレマシタル所ノ委員ノ諸君、及

今指名ヲ致シマシタル特別委員ノ諸君ハ、明日委員會ヲ開イテ、委員長理事ノ選
舉アラシコトヲ希望シマス

○星亨君(九十一番) 私ハ茲ニ動議ヲ起シマス、衆議院議員選舉法ノ委員ハ、
議會ガ休會ニナリマシテモ尙ホ御苦勞デゴザイマスガ、引續イテ委員會ヲ開
カレテ、成ルベク早ク報告ヲ願ヒタイ、即チ來年ノ議會ガ開レル前後位ニ出
來ルナラバ、報告ヲ願ヒタイト云フコトノ一ツ動議ヲ茲ニ出シタイ、モウ一
ツノ動議ハ即チ本會ヲ休會スルト云フ動議デアル、明日ヨリ明治三十三年一
月十四日マデ休會ヲ致スト云フコトニシテ、十五日ヨリハ常ニ復スルト云フ
コトノ動議ヲ出シマスノデアリマス

〔賛成々々〕ト呼フ者アリ
○議長(片岡健吉君) 星君ノ說ハ衆議院議員選舉法改正特別委員ニ日ヲ限ラ
ナクシテ、明治三十三年一月ノ開會前後マデニ此委員會ノ報告ガアリタイト
云フ御希望デアリマスガ、又ハサウ云フ條件ヲ附ケルノデアリマスガ

○星亨君(九十一番) ドウカ條件附ニ致シタウゴザイマス
○關直彦君(百五十八番) ツレハイケマスマイ、自分達ハ休デ居ッテ委員ダ
ケニ勤ケト云フノハ無理ナ話デ、殊ニ此選舉法ハ大問題デアリマスカラ、此
休會中ニ日限ヲ限ッテヤレト云フノハ、無理ナ話デゴザイマスカラ、反對致
シマス、次ノ動議ハ頗ル賛成ヲ致シマス

〔賛成々々〕ト呼フ者アリ
○議長(片岡健吉君) サウスルト星君ノ始ノ動議カラ採決ヲ致シマス
○早川龍介君(二百八十四番) 是ハ御希望ニシテ置レテハ如何デスカ、星君
ニ一言シマス

○星亨君(九十一番) ツレデハ前ノヲ取消シマシテ、希望ニ致シテ置キマス、
其實ハ希望デナイ位ノ意味デ……
○議長(片岡健吉君) 第一ハ星君ガ取消サレマシタカラ、第二ノ方ノ即チ明
日ヨリ明治三十三年一月十四日マデデスカ
○星亨君(九十一番) 左様、十四日ガ日曜ニナリマスカラ、十五日カラ常ニ
復スル

○議長(片岡健吉君) 明二十日ヨリ來ル一月十四日マデ休會ニスルト云フ動
議ニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通ニ決シマス
○星亨君(九十一番) 明日ノ委員會ハ午前十時ヨリ御開キニナルコト、認メ
テ宜シウゴザイマスガ
○議長(片岡健吉君) 正午ト致サウカト考ヘテ居リマス、何レ公報ヲ以テ御
通知致シマス本日ハ是ニテ散會致シマス
午後四時五十分散會